

令和5年3月13日（月曜日）

令和4年度南三陸町議会3月会議会議録

（第5日目）

令和5年3月13日（月曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
町民税務課長	佐藤正文君

保 健 福 祉 課 長	高 橋 晶 子 君
環 境 対 策 課 長	大 森 隆 市 君
商 工 観 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤 正 博 君
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博
主 事	浅 野 舞 祐

議事日程 第5号

令和5年3月13日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 9号 南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 4 議案第68号 南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について
- 第 5 議案第69号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第70号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第71号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第72号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第73号 南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第74号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 7 5 号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 7 6 号 南三陸町地域復興基金条例を廃止する条例制定について
- 第 1 3 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 4 議案第 7 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 5 議案第 7 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 6 議案第 8 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 7 議案第 8 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 8 議案第 8 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 9 議案第 8 3 号 町道路線の変更について
- 第 2 0 議案第 8 4 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 2 1 議案第 8 5 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 2 2 議案第 8 6 号 字の区域の変更について
- 第 2 3 議案第 8 7 号 字の区域の変更について
- 第 2 4 議案第 8 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 2 5 議案第 8 9 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第 2 6 議案第 9 0 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 2 7 議案第 9 1 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨日は大変御苦勞様でございました。土曜日ということもあってか、全国から大勢の皆さんに駆けつけていただきました。本当にありがとうございました。3月会議、5日目でございます。本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしく願いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 報告第9号 南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第9号南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第9号南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年6月22日付で公布されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に対応すべく、本年2月20日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項

の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） おはようございます。

報告第9号南三陸町立保育所条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、細部説明をさせていただきます。

議案書、3ページ、4ページ、議案関係参考資料（2冊のうち1）の4ページから19ページを御覧ください。

本案の改正趣旨につきましては、町長説明にございましたとおり、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布による関係法律の一部改正に伴い、当該法律に対応し引用条項の整理を行ったものです。内容が変更されるものではございません。

子ども・子育て支援法の改正関係では、法第19条第2項を削る改正がなされたことから、当該条文を引用していた箇所について、南三陸町保育所条例のほか4条例について一部改正を行っております。

学校教育法改正関係では、法第25条に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、当該条文を引用していた第15条について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行っております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。1件だけお聞きしたいと思います。

今の課長の説明で、大体こども庁による変更という説明がありました。そこで25条の学校関係ということで説明があったんですけども、今後こういった法令、条例が改正になって、保育所というか、幼児保育と幼児教育関係が、学校教育との関連はどのような形で変わっていくのか。それとも、従来どおりなのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 今後については、分かりません。すみません。まだ、私、把握しておりません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号の件を終わります。

日程第4 議案第68号 南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第68号南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、本町の豊かな自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和に関し、必要な事項を定め、将来にわたり美しい景観の保全と公害及び土砂災害等の発生を未然に防止し、もって地域社会の健全な発展を目的として新たに制定するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） それでは、議案第68号南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（2冊のうち1）の20ページを御覧ください。

1、条例制定を必要とする背景及び目的ですが、2012年の電力固定価格買取制度の施行以降、全国的に再生可能エネルギー発電事業による開発が急速に進んだ結果、地域によっては美しい景観や生活環境の保全、土砂災害等の発生懸念により発電事業者と事業区域周辺住民とのトラブルが顕在化しております。

一方、地球温暖化対策として2050年温室効果ガス排出実質ゼロの方針が政府から出されていることから、再生可能エネルギー発電事業を促進しなければならない状況であり、住民説明会の開催や事業計画書の提出義務化等、将来にわたり再生可能エネルギー発電事業が安全安心で自然環境との調和を図る必要性があることから、本条例を制定するものであります。

2、第3条で定めている基本理念については、町の多様な資源は町民共通のかけがえのな

い財産として保全及び活用が図られるよう、本条例制定の目的に沿った内容となっております。

3、国及び宮城県の温室効果ガス削減対策であります。目標値として2050年度のカーボンニュートラルを目指し、2030年度では対2013年度比で国が46%削減、宮城県が50%の削減を掲げており、発電事業者等と協力して自然環境等と調和を図りながら再生可能エネルギーの導入促進を図っているところであります。

しかしながら、宮城県内の再生可能エネルギー計画・反対要望の状況は、御覧のとおり、多くの発電事業が計画されている中、様々な理由から反対要望が多いことも事実であります。

宮城県では、昨年10月1日を施行日として太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定し、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めており、本町におきましても、本条例を制定し、将来にわたり適切な運用を図りながら自然環境等の保全と町民の安全安心な生活環境の保全が必要であると考えております。

続きまして、21ページを御覧ください。

4、条例の主な内容でございますが、第2条の定義では、本条例の適用を受ける再生可能エネルギー源等を定めております。

第5条の事業者の責務では、発電設備の設置に関し第3条で定める基本理念の遵守、適正な設置、維持管理、廃止に係る土地の復旧も含めた適切な措置の実施について盛り込んでおります。

第7条の抑制区域では、豊かな自然環境や美しい景観が保たれ地域における貴重な資源として認められる区域や歴史的または文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域、土砂災害等、その他、自然災害による被害の危険性が高い区域等を規則で定める予定でございます。

第8条の説明会の開催では、宮城県条例が施行される以前は任意であったものを本町においても義務化するものであります。

第9条の協議では、建物の屋上等に設置する太陽光などの一部を除き、発電出力の合計が10キロワット以上の事業について、事業計画書の届出を義務化するものであります。

第11条の地位の承継では、事業譲渡等により地位を承継した者の届出義務化を定めております。

第13条の報告及び立入調査では、事業者に対し町職員の事業区域への立入調査等について定めております。

22ページを御覧いただきます。

第14条の指導又は勧告では、事業計画書等の記載内容に虚偽等がある場合の事業者への指導、勧告について定めております。

第15条の公表では、事業者が勧告に従わない場合の氏名等の公表について定めております。

なお、附則については、本条例の施行期日を令和5年8月1日としております。

最後に、5、条例制定の効果であります。地域住民等への説明会開催義務化や事業計画書の提出義務化により、事前に事業者の特定と計画の詳細を確認することができる。また、発電施設の設置により生じる可能性がある土砂災害及び公害等を防止するため、長期にわたり発電施設の状況を監視することができる。さらに、事業者の地位承継を届出義務化することで発電施設に関する責任の所在を明確にすることができるものであります。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

宮城県でも同様の条例を制定しておりますし、近隣の市町、自治体でも大体、同じような内容のものが制定されているかと思っております。

1つは、今、御説明の中にありました参考資料の22ページ、条例制定の効果の点で、宮城県とともにダブルチェックをすることができるというのが1つの意義、効果であろうという御説明もありました。要は、条例を町でも制定しているし、県でも制定している。ダブルチェックは、耳障りは大変よろしいんですが、県で決定したことに対して町が右へ倣えで、県が言っているから大丈夫でしょうということになってしまうと、効果としては半減するんだろうと思いますので、南三陸町独自の自然景観や環境があると思いますので、その辺り県と、例えば条例、新事業者が来たときにそこへの説明を求めるといった対応に関して、県と違う対応があり得ると私は思うんですが、その辺り、条例を制定して施行していくに当たってどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、議案書の9ページ一番最後、附則の2があります。遡っての適用はしないという解釈でいいのか、ここをまずは確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 1つ目の御質問ですけれども、県との対応が違う場合があつてしかるべきかというところでございますけれども、県は太陽光のみの条例でございますし、

50 キロワット以上ということでありますので、南三陸町においては、太陽光以外の風力であり、地中熱であり、バイオマスであり、あらゆる再生可能エネルギーを、熱源とするものを取り上げております。それから、10 キロワット以上ということにしておりますので、宮城県よりもかなり絞った形でこの条例を適用させるということになっております。

宮城県とは、お互いに条例を施行した際のいろいろな齟齬があるのではないかとということで、各自自治体ともそういった話をしながら、質問やそれに対するフィードバックといったものを重ねておりますので、今のところ、市町村の中では町が1点のみ、適用外というところがございますが、基本的には、県と市町村は同一歩調でダブルチェックをかけていくということで、どちらが上でもどちらが下でもないということがございます。

続きまして、遡ってということですが、基本的には施行期日を8月1日に予定しておりますので、そこから遡るということはありません。施行月日が8月1日以降に工事に着手するということございまして、その前の段階で90日前までに事業計画書の提出を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

県と歩調を合わせつつも、それぞれの条例のつくりが違いますし、中に難しい言葉が出ています。再生可能エネルギー源は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条に規定する再生可能エネルギー源。これが太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、いろんなものを含むということ、ここが県と違うんだというお話がありました。独自でそれぞれそっぽを向いて仕事をするわけではないでしょうけれども、県と町と違う視点から様々な自然環境に配慮していくという姿勢は、ずっと担保していただきたいと思います。

もう一つの遡っての適用についてお伺いしたのは、議案書だと第5条、ですから7ページになるでしょうか。廃棄物、例えば、太陽光発電をして太陽光パネルを廃棄するといったときにも十分に配慮しなさいというような条文があると思うんですけれども、遡らないということになると、既に設置してある太陽光パネルを廃棄するときは、この条例とは関係ないということになってしまうのかと思うので、そこだけ少し気になるんですが、廃棄に関しては、この条例が施行される前に設置したものであっても事業者に対して適切な処分を促す必要があるのではないかと思います。その辺り、この条例でカバーできない辺りはどのように対

応するおつもりなのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） そこは確かに問題といえば問題なところでございまして、実は、2040年度を迎えますとF I T認定を受けた事業についてほぼ、耐用年数が20年から30年、太陽光パネルの場合、そこに大量廃棄が起こるのではないかとということで、当然、来年度の8月1日施行分以前のもので大量に出てきますので、そうなった場合の廃棄についてはどう考えようかということで課内でも議論をしているんですけども、なかなか1個1個の住宅の太陽光パネルとか、これまで設置されている太陽光パネル、草木沢をはじめいろんなところにあるんですけども、そういったものの処分については、基本的に我々としては今後の動向を見据えていくしかない。

要は、廃棄物の事業者がどういう考え方でいるのか。最終処分業者がどういう考え方でいるのか。今のところ宮城県では2社しかないんですけども、そういったところに話を聞いてみると、要はF I T認定を受けている産業用のメガソーラーといった太陽光パネルは、F I T認定の申請の際に廃棄物の処理についても予算を引き当てていると。ですから、それを破ると認定そのものがなくなるということでそれは問題ないんですけども、個別の一戸建てについている太陽光といったものについては、そういった処分に対する配慮が必要になってくるのではないであろうかという議論が、これは国においても県においても今、出ているところでございます。そういった動向を注視しながら、我々としても対応できるところは対応したいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 各家庭の家の屋根に乗っている太陽光まで含めてとなると、なかなか難しいですし、出力が10キロワットを上回っているのか、下回っているのか、分かりませんが、やはり大規模に自然環境を、要は、山の中に太陽光がそのままパネルが取り残されるという事態だけは避けるべきだろうと思いますので、例えば、抑制区域を今後、設定していくと思うんですが、既に設定してあるところでも抑制区域としてそこに網をかけて、条例施行の前に設置してあるから条例等、大きな影響はないけれども、ここは抑制区域なんですよねと。廃棄には十分注意してくださいと事業者と、言葉はあれですが、廃棄の責任をある意味、放棄してどちらかにいなくなってしまうわけがないように対応する必要はあるのかと思いますので、その辺り、意を用いて進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） この条例については、中身の基本的な枠組み、フレームは、どちらかという、継続的に設置したものを監視して、それを例えば土砂災害等につながらないように、あと、例えば反射とか騒音とか、そういったものにつながらないようにしっかり管理をする、監視をするというところが一番の肝のところでありまして、そういった部分においては、事業を終了して廃棄を終えるまでしっかり監視をするというところでございますし、当初の事業計画書の中にもしっかりその部分をうたっておりますので、そこはしっかり厳守をしていただくよう再三にわたり事業者との話し合いを進めているところであります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、7ページ、前者も少し触れたんですけども、抑制区域ということになっていました。先ほどの課長の説明ですと、文化的な部分等、いろいろ説明があったんですが、今の時点で抑制区域は決まっているのか。それとも、この条例制定になってから決めていくのか。その点を伺いたいと思います。

もう1点は、附則のほうで施行期日が8月1日となっておりますけれども、3月現在で、駆け込みのような形で業者さんが動いている部分があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 抑制区域につきましては、基本的に危険な箇所や文化的な価値があるところについてはほぼ決まっておりますけれども、そのほかに広げるとなるとなかなか難しい問題がある。それは何かというと、個人の財産がそこに入っているというところがあります。例えば、国立公園であっても、個人の財産があればそこを抑制することは財産権の侵害に当たりますので、個人がそこに何かを建てたいということであれば、正当な建て方をすれば特に問題はないというような中身であって、あくまでも禁止区域ではなくて抑制区域。それから、抑制区域を広げるについては、法律に沿った形の、例えば、土砂災害警戒区域などはその最たるものでありますけれども、そういった法律に沿った部分を取り上げて制定をするということでございまして、ほほどこの市町村もこういった中身で抑制区域を設けておりますし、当町においても規則の中でもう少し吟味をして決めていきたいと考えております。

それから、3月時点でそういった案件ということですがけれども、照会はあることはあるんですけども、駆け込みという中身ではない。例えば、林地開発をしてソーラーパネルを設置したいというお話はありますけれども、具体的に動いているわけではない。その程度で

ございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の課長の説明ですと、個人の土地に関しては抑制できないという捉え方でいいのかどうか。私が思ったのは、景観云々ということである程度全域になるのかと。そういう楽観的な思いがあったんですけども、実際問題としては、例えば町有地とか、先ほど課長の説明にあったような崖や危険な部分、そういったところが抑制になるということなんですけれども、今後、個人の山なり、畑なり、いろんな土地は抑制の地域にはならないという解釈でいいのかどうか。再度、お聞きしたいと思います。

あと、8月1日までに5条から何条でしたか、適用にならないというところでの事業はまだ進んでいないということで、分かりました。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 抑制区域の中でも、抑制区域以外でも、ほとんどの場合は個人の所有地でございますので、そこは、例えば、個人の方が自分の土地を使って太陽光を始めたい、風力を始めたいというお話があった場合に、地元に対しての説明会をしっかりと行って事業計画書を提出していただくというような手順でございますので、これは個人の考え方、土地の所有者の考え方が尊重されますけれども、説明会を開いて地域住民の皆さんに受け入れていただけるかどうかというのは、また別な話でございます。

我々とすれば、抑制ばかりではなくて、太陽光を推進しなければならないという立場でもありますので、そういった意味で調和という言葉を使わせていただいているんですが、どうしても抑制だけかけていけば何もかも済んでしまうのかということではなくて、なるべく抑制区域には造ってほしくない。しかしながら、造ることは可能である。しかしながら、造ったときに災害等が起こったりしませんよねということを確認するために、例えば、環境アセスメントといったものが導入されておりますので、町の立場とすれば、個人を尊重しつつ事業の中身をしっかり見極めた上でどうするかというところでもありますので、それがいいとか悪いとかというものではこの条例のつくりはなっていないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の課長の説明で大体分かったんですけども、私が一番思うのは、先ほど来の景観ということに関して、個人の土地なり何なりでしていくということは、それは町としては、先ほど言ったように、進めるほうの立場と抑制しなければいけない立場というのは分かりますけれども、そこで、景観を守っていくにはこの条例はどれほど効果的なのか、

課長の立場かどうかで説明いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 基本理念にもうたっておりますので、基本的に美しい景観、豊かな資源というものは守っていかなければいけないというところがございます、これは、実は町民の責務でもそういうことをうたっております。町民の責務というのは、土地の所有者も含んでの町民の責務でございますので、考え方とすれば。ですから、土地の所有者の皆さんも、太陽光事業を始めたいということであれば、そういった基本理念を忠実に意識しつつやるということであれば、地域の住民の皆さんにしっかり説明をしていただいて御納得をいただくという作業が確実に生じますので、そのところをしっかりと考えたいというふうなつくりになっています。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。何点かお伺いします。

まずもって、今、町民も目を向けている太陽光、電気、エネルギー、国をはじめとして今いろんな注目がされている中で、このぐらいの新しい条例をつくるに当たり、1つは、やはりこの場の説明ではなくて議員には協議会等でもう少し詳しい説明があってもよかったのではないかと思うのがありました。

参考資料の21ページです。前議員の質問の中でも大分、見えてきましたけれども、説明会の条例、8条と9条の関連性が1つあります。8条では、住民等に対し事業に関する説明会を開催し住民等の理解を得られるよう努めなければならないということがあります。そして、9条には、届出の義務化ということで、10キロワット以上50キロワット未満は届出対象外とあります。50キロワット以上が届出するのかなといったら、ここの抑制区域外の区域において個人が自己の居住する土地又は隣接する土地で行う再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が50キロワット未満の事業は届出対象外とあります。そうすると、この10キロワット以上であっても50キロワット未満で届出が必要ないと解釈するわけですがけれども、それでいいのかどうかということが2点目。

それから、もう1点は、町民に周知、説明会ということは、届出義務化がないものについては説明会をしなくてもいいのか。その辺の整合性ですね。

それから、もう1点は、9条の中に、下のほうです。農用地における特定営農型太陽光発電設備は届出対象外とあります。例えば、例を挙げると、今、町内には基盤整備したところがいっぱいあります。しかし、それは耕作放棄地になっております。そういうところもこれに

該当するのか。そういうところの心配がありますけれども、できるのか、できないのか。補助事業を、国からの圃場整備事業でやっているのです、そこには多分、手をつけられないと思われるのですけれども、その辺の整合性もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） まず、1つ目ですけれども、10 キロワット以上が条例適用されるということですが、ただし、抑制区域外において自己が居住する土地又は隣接する土地で行う再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が 50 キロワット未満の事業は対象外と。これは、あくまでも屋根に太陽光を乗せられない方々が庭といったところに設置する場合について 50 キロワット未満は対象外ということにしております。

それから、そういった場合の説明会も、当然ながら、必要はないということでございます。

それから、協議の中の農用地における特定営農型太陽光発電設備は届出対象外とあるんですけれども、これは、登米市や栗原市に行くと農地に太陽光がかなりついておりまして、これは農水省も J A も普及を図っております。これを対象外としているのはなぜかという、議員、一生懸命おっしゃっていますけれども耕作放棄地の問題とか、そういったことも視野に入れて、そういったものであれば農業委員会に届け出てしっかりつけても構いませんと。逆に、促進をしていかなければなりませんよねというような内容のものでございます。つけても耕作に影響がないようなものですので、そういったものは対象外にあえてしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8 番（及川幸子君） そうすると、ただいま答弁、個人の農地であればそういうことをやっていいという解釈なんですけれども、今、質問した補助事業をもらって圃場整備しましたと。それが使われないで草ぼうぼうとなっていると。そこにはできるのか、できないのかという問題意識がありますので、その辺を絡めてお願いしたいと思います。

さらには、10 キロワット、私たちは素人なので、50 キロ未満というと 49 キロワットになるわけですけれども、家庭の屋根の上に乗せているのが大概 10 キロ未満のものだと私的には思うんですけれども、その辺、50 キロ未満というところの太陽光のスペースを必要とするのか。分かっている範囲でいいですので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 災害復旧の農地について、特定営農型の太陽光を設置できるかということについては、災害者復旧の所管の省庁や宮城県に確認を取る必要はあるかと思

ます。ですから、ここで設置できる、できないということは軽々には申し上げられないところでございます。

それから、50 キロワット未満というのは大体どれぐらいかということなんですけれども、住宅用太陽光パネルについては、大体3キロから7キロワット程度のものがついております。パネルにして1枚、大体250ワット、大体20枚とか、その程度なんですね。ですから、例えば、その10倍を考えていただければいいんですが、大体100キロワットで100平米ほど必要なのかと。太陽光そのまま、傾けてつけたり、太陽光そのものが全部、メーカーごとに規格が違いますので、出力ワット数といったものも全部違いますので、そういったものもパネルの枚数といったものに影響が出ますので、広さという考え方では基準とすると大体100平米ぐらいなのかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、被災した家庭は、ほとんどの方が屋根に太陽光を乗せていますけれども、被災しないところは、既存の建物、庭とか近くに畑があるからそれで賄うことができるのかと思うので、これは町としても進めていく限りにはその辺の町民へのPRの充実を図って行ってもらいたいと思います。

それと、ただいま県・国のそういう補助事業をもらった圃場整備事業についても、町としてどうなのかということも相談して見解を聞いていただければ非常にありがたいですので、その辺も。放棄されている圃場整備がいっぱいあります。そういうところも有効活用されるのではなかろうかと思われますので、その辺、今後とも連携して取り組んでいていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） PRについては、当然のごとく今後していきたいとは思っておりますし、宮城県では、来年度から太陽光パネルの設置推進に当たりまして入札によって事業者を選定して価格を抑えたものを県民に提供しようというプランもございますので、そういったものもPRして太陽光の設置について理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

それから、災害復旧の農地については、議員おっしゃるとおり、意を用いたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。私からも2点ほどになると思いますが、お聞きしたいと思います。

まずは、この条例制定については環境審議会等を経てしっかり形になったことと理解しておりますので、この制定については歓迎しております。

そこで、まず、法律施行令、定義の部分で再生可能エネルギーとはということで定義がございまして。ここには主に今現在、一般的な太陽光をはじめ再生可能エネルギーの各種、羅列されておりますが、今後また、ここに記載がないものが再生可能エネルギーとして一般的に出てきた場合、その部分、改正等でしっかり対応できる考えがあるかどうか。特に、もう水素発電等々は大分出てきているかと思っておりますので、そういったここにはない再生可能エネルギーについて今後の考えがもしあれば、その部分をお聞きしたいと思っております。

そして、先ほどから抑制区域についてお話が上がっておりますが、21 ページの参考資料ですと、規則で定める予定区域としてはここに羅列されているとおりに思うんですが、具体的にイヌワシをはじめ生物多様性を守っていく観点から鳥獣保護区とか、その他区域がこの条例でしっかりと範囲がカバーされているのかどうか。そしてまた、観光資源という観点から、歌津魚竜等の化石等は天然記念物として指定されております。そこはカバーされていると思うんですが、今後、また化石資源の発掘と体験事業を推進していくに当たり、その部分ではもしかするとまだ見つかっていない部分、発掘されていない部分もあるかと思うので、そこがもし後追いになってしまうかどうか。その辺の見解をお聞きできればと思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） エネルギーの熱源について定めておりますけれども、これは国の法律に基づいた形で熱源を並べておりますけれども、水素については、資料にもあるんですけども、宮城県においては 2050 年の主力として捉えておりますので、我々もそこに追随をしていきたいと。日本国内、そういった考え方になっていくとは思いますが、その部分で今後、入っていくかどうかについては、臨機応変な対応が必要であるとは考えております。

それから、抑制区域については、例えば、戸倉の翁倉がございまして、あれは石巻市の中に入る宮城県の自然公園なんですけど、石巻市では翁倉周辺 5 キロをさらに延長して保護しよう、抑制しようということになっておまして、当町においても、石巻分の自然公園なんですけど、ちょうど翁倉の火防線のところが入るか、入らないかなので、南三陸町の区域にさらに 5 キロメートルを延ばして、石巻と歩調を合わせてそこは抑制していこうという考え方であえて入れているところでございます。

それから、当然、化石等が見つければ、これは文化財ということになっていきますので、そ

こは抑制される内容となるものであると考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今後、いろんな再生可能エネルギーというのは、恐らくまたほかのものも出て、開発が出てくるのではないかということも想定されますので、そこは臨機応援とともにぜひ迅速性を持った対応をお願いしたいところであります。

そして、火防線はじめなんですが、そこはやはり先ほどの宮城県とのダブルチェックで主に太陽光も対応していくわけなんですけれども、町としてもさらに県や隣の石巻市、登米市さん、気仙沼市も入るかと思うんですが、そういったところが次々出てきた場合にしっかり歩調を合わせて連携していくことを望んでおります。

そして、化石については、今後、展開がさらに予想されるかなど。ただ、そこに個人の土地の問題というのは先ほど話にもありましたので、財産権はしっかり守っていくと同時に、ただ、町の資源として促進の部分だと思っておりますので、そこは環境対策課だけではなくて、商工観光課さんとか農林水産課とともにぜひしっかり連携を取って進めていくことを望みまして、特に回答は結構でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第69号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、職員の定年年齢を延長したことに鑑み、初任給調整手当の支給期間を延長すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第69号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書は10ページから、議案関係参考資料は23ページとなります。

今回、改正となります初任給調整手当につきましては、専門的知識を必要として採用による欠員補充が困難であると認められる職に採用された職員、当町では主に医師、歯科医師に一定期間、支給される手当でございます。今回の改正につきましては、12月会議で御承認賜りました段階的に5歳引上げる定年延長に伴いまして、初任給調整手当の支給期間を採用の日から「35年以内」を「40年以内」に改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上を細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第70号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、行政財産の目的外使用に係る使用料を見直す必要があることから所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第70号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は12ページ、13ページとなります。議案関係参考資料（2冊のうち1）の24ページをお開きください。

本条例改正の目的につきましては、近年多発します風水害や火災により住居を失った住民の方に対し、空き家となっている町営住宅を目的外使用ということで提供してございますが、被災から再建及び引き続き町内の居住の後押しをすることを目的とするものでございます。

経緯といたしましては、令和3年度及び4年に火災で住宅を失った町民の方に対し、空き戸の町営住宅を目的外使用として提供してございますが、目的外使用にする場合には使用料の定めがないことから、その取扱いを定めるものでございます。

改正の内容といたしまして、表にさせていただきます。町営住宅ということでございますが、現行の条例でございますと、建物の場合は価格の11%に相当する額云々とございます。駐車場の場合につきましては、土地の価格の4%という記載にございますが、本条例につきましては料金を取るか、無償にするかということで、減免という規定がございません。今回、町営住宅に関しましては、町営住宅の使用料といたしましては後ほど条例の別紙の条項追加のほうで御説明をいたしますが、住宅に関しましては、公営住宅法施行令第2条に基づき算定した額に12を乗じて得た額とするものでございます。駐車場につきましても、同様に町営住宅条例第49条に定めるそれぞれの駐車場の額に12を乗じて得た額とするものでございます。

下のほうに※1、※2とございます。現行の取扱いといたしましては、入居から3か月につきましては目的外使用ということで、町営住宅については無償としてございます。それ以降につきましては、所得が政令月収に定める範囲内の方であれば、本人の希望により特別入居ということで町営住宅に入居していただいていたという状況でございますが、一定の住宅、

政令月収を超えた方については、現行の町営住宅条例、公営住宅法でいきますとなかなか入居ができないということもございまして、目的外使用ということで今回、条例において使用料を定めるものでございます。

※2でございしますが、使用の期限につきましては、原則1年とするということでございます。ただし、新居等、再建の準備をなさっているのが明白な場合については、1年を超えても相応の期間については入居を認めるとするものでございます。

25ページをお開きください。

25ページには、改正案といたしまして、土地、(6) その他でございしますが、ただし書以降を追加するものでございます。建物につきましては、(2) その他ということで、同じようにただし書以降を追加するものでございます。

あとは、備考欄の第8でございしますが、建物のみということで町営住宅を除くとしてございます。具体的には、目的外使用で3か月無償で御入居いただくと。その後については、特定入居、もしくは、本条例の改正に合わせまして入居はいただくんですが、具体的に申し上げますと、どちらについても半年間は一応無償とするというものでございます。7か月目からは、町営住宅の料金に合わせた料金をいただくと。ただし、一定要件、本来、住宅に入れる政令月収以上の方につきましては条例で定める、最大家賃とはなりますが、その家賃をもって使用料とするということでございます。

雑駁ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 及川です。1点お伺いいたします。

24 ページの参考資料の中で、入居して災害等があった場合は、原則1年間、目的外で使用できるという項目があります。火事なんかには遭った場合、1年間経過するのがあつという間です。そして、また再建するか、しないか、おのこの家庭で違うわけですけれども、火事で全焼して、そして、住宅に入りました。そうすると、やはり100、200で家なんかできるわけではないので、相当かかる。1年では決断できない人も出てくると思うんです。ですから、原則1年間、目的外で使用できるとしたほかに、ただし書が町長の裁量によるということで、これが延びる可能性があるような仕組みにしたほうがいいのではないかと思われるんです。みんな火事に遭うと気持ちがどうさか生きていくのさけ大変な気持ちになっていくので、そ

の辺、もう少し緩和できないものか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 本条例の改正は、もう一度、御説明をさせていただきますと、本来、町営住宅につきましては低所得者の方々のための住宅という位置づけがございまして、通常入居ですと15万8,000円だったかと思いますが、それ以外に、裁量階層ということで一定条件を満たした方につきましては、政令月収25万9,000円までの方が入居できるということでございまして、それらに当てはまる方については特定入居ということで、本来、町営住宅、公募による申込みによって入居者が決まるわけですが、こういった災害の場合は、特別の事情ということで特定入居という形で入居いただいておりますが、今回の条例の改正の趣旨は、25万9,000円を超えた方ということですので、一定以上、ある程度収入のある世帯の方々ということでございまして、それらも勘案いたしまして1年間は入居を許可しましょうと。ただし、1年経過する時点で住宅再建に向けての具体的な動きがあった場合については、住宅が完成するまで入居を認めましょうという内容となっております。

それと、ほかの町もそうだからそうだというわけではないんですが、他市町村、他県等々を見ますと、3か月から1年というところが多いようでございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境対策課長、南三陸病院事務長が退席しております。

議案第70号の質疑を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この条文について理解はしますけれども、ただ、誰がいつそういうことに遭遇するか分からない。そういう火事、災害というものは、そういうときに起こるものです。かつ、火事なんかは特に財産も何も全部、家財も一瞬のうちに燃えてなくなってしまいます。そういうことを考えると、先ほども申し上げましたけれども、原則1年間、目的外で使用できるとありますけれども、この後に、ただし、町長の判断によりこの限りではないというような条文をつけ加えると、おのずとそういう災害に遭われた人たちが心からありがたく、そして、次の仕事、生きる気力も出てくるのではなからうかと思うんです。1年だけだから、ああ、出なきゃない、次の住宅、住みかを探すと。無論、お金があれば1年

で計画ができて、すぐそちらの新しいお家に引っ越されるんですけども、そういう人ばかりではないと思うんです。1年というのはあつという間です。ですから、ここにその条文を入れてはいかがでしょうかということを再度、お伺いいたします。これは町長にお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あと、補足的には言いますけれども。

基本、1年を過ぎても建設中の場合はそこにまだ住み続けられるという。要は、1年以内で災害住宅に入るのか、あるいは、自分で住宅を建てるのかということの判断は、1年以内でやっていただければ、それはあとは可能だと思います。基本的には、考え方をまとめるのに2年も3年もかかるというのは、もともとの公営住宅の目的というのがございますので、及川幸子議員のようなお話をしますと、公営住宅の目的そのものから外れてしまう。そこは、しっかりと我々としても守らなければならない部分は守らなければならない。ですから、今回の問題についても、実は入谷で火災があった際にこの問題をどうしようかということで、現実的に1年以内でできないということでしたので、それでは延ばしましょうと。あのときは半年か。最初、半年だけでできないということですけども、住宅を建設するということですので、ではこういうふうに変えて入れるようにしましょうということをやっている。今まではもっと厳しかったわけですから。それを緩和するという方向で皆さんに条例の説明をさせていただいているということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども御説明をさせていただきましたが、災害公営住宅の入居基準の政令月収というのが月15万8,000円の収入ということでございますが、そういった方々につきましては、特定入居という形で通常の災害公営入居と同様に、御希望があれば入居を継続できると。そういった場合については、御本人さんが希望する期間、逆に言いますと、収入超過等々がなければ御希望する期間、入れるということでございます。それと、裁量世帯と呼ばれる15万8,000円から25万9,000円の政令月収の方につきましても、一定要件、裁量階層と呼ばれる一定要件、18歳未満の子供さんがいるとか、そういった一定要件を満たす家庭につきましても、御希望があれば通常の住宅入居と同様の入居ができるということでございます。

今回は、目的外使用ということで貸付の無償等の条例の改正に至った経緯と申しますのは、政令月収が25万9,000円を超える方、それが裕福かどうかというのは一概には言えない部分

はございますが、本来は災害公営住宅に入居ができない方。要は、一般的には自立といえますか、通常の御自宅であったり、貸家であったり、入居できる能力の方を、やはり災害ということで火災等で家屋が焼失しましたと。町内、残念ながら、今、住宅事情がそんなに好転しているわけではございませんので、そういった事情も勘案しまして、本来、町営住宅に入居できない方についても1年間は入居していただいて、先ほど町長も申し上げましたとおり、1年の間に住宅の再建方法を検討していただいて、町長が必要と認める場合というお話がございましたが、なおかつ、原則は1年でございますが、1年経過する段階で具体的に再建方法が決まっていって具体的に動き出して、そうしますと、一般住宅の場合ですと一般的に着工から完成まで6か月ぐらいと言われてございます。その期間については、継続して入居いただけるというような制度内容としてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、1年以内に再建するかしないか、まだ決まらないという場合には、ここから出なければならぬんですよね、実際、15万8,000円以上の収入のある方は。そうした場合、住宅から住宅の移りというのは、できるのかどうか。再建できる人ばかりではないと思うんです。1年たってもまだ再建するか、しないか、決めかねている人も出てくると思うんですよ。そうした場合の利用の仕方というのはどのようになるのか、伺います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。住宅から住宅に移るという意味合いが理解できてございませんが、先ほど来、申し上げているとおり、町長答弁にもございましたように、やはり本来の町営住宅の位置づけというのがございます。しかしながら、やはり火災等で家屋を失った方をむげにしていいのかと。それは駄目だよねということで、1年間という期限を区切って原則、ただ、再度、申し上げますと、ただし、その段階で再建が具体化している方については完成するまで認めるということでございますので、その辺はお含みおきいただいて御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点、伺いたいです。

空いている住宅ということで目的外使用、そういう改正なんですけれども、私がお聞きしたいのは、現在、入居率が90%以上で難しいとは思いますが、目的外使用ということで、昨今、公共施設等において都会のほうでは1階革命ということでいろいろ新しい方法で

活用されているようです。そこで伺いたいのは、公営住宅の例えば1階等が空いた場合には、コミュニティー醸成に当町でも苦慮しているわけですが、そういったところを、例えば子育て支援の場とか、放課後児童クラブのような形でコミュニティーカフェみたいに使っていくことも必要ではないかと思われませんが、そのときにこういった使い方ができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問の件でございますが、国のほうからも今後、空き戸が増えることが想定されるということもございまして、有効活用ということで、今、手元に資料がないので何がよくて何が駄目だというのは明確に申し上げられませんが、そういった公共的な位置づけのものであれば、今後、どういったものがよくてどういったものが駄目だというような、一定程度すみ分けが必要になるかと思いますが、そういった公益的な使用の仕方も確かに検討要因の1つにはなり得ると考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど町長の答弁にあったように、公営住宅の目的はあるんでしょうけれども、先ほど課長の答弁にもあったような、理想として当町、この庁舎を建てるときにマチドマという場所をつくりました。それと同じような形で地域住民の方の居場所づくりを今後、今のうちから検討していく必要があると思われまして。そこで、何も住宅には集会所があるのではないかという考えもあるでしょうけれども、やはり使いやすいような身近に利用できるような形でコミュニティーを醸成していく必要もあると思われまして、その点、再度、課長か町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その件に関しましては、先ほども申し上げましたが、今、議員がおっしゃるとおり、入居率が95%近い高い水準で推移してございます。ただし、今後の高齢化等の状況を見据えますと、確実に空き戸が増えてくるだろうと。そうした場合、国のほうでもそういった空き戸をただ空けておくのではなくて有効活用してもいいですよというような通知等も参っておりますので、今後において、その辺は有効活用の方向に向けて検討はしていくことになろうかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 私が手を挙げると、議長もびっくりしているんですけども。

補正で協議したかったんですけども、住宅管理は建設課ということでございますので、関

連になると思うんですが、災害公営住宅ですか。その中には大分、一人暮らしの方も増えてきているような話を聞いております。それで、その管理といいますか、保健福祉課長のほうで見回りしたいというか、それもやっているかと思うんですが、月に何回ぐらい行っているのか。そして、住宅の鍵の数が幾らあって、今どのように配付されているのか。その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町営住宅、災害公営住宅に関しましては、鍵が原則5本ございます。5本とも入居者にお渡しをしているという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 現在、災害公営住宅のほうにつきましては、社会福祉協議会さんのほうに委託をしております、全ての方に月何回ということではなくて、リスクの高い方、必要性に応じた形で見守りの回数を決定しております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） まず、鍵ですけれども、5本、全て入居者の方に渡してあるということでしたが、私が議員になったときにもこれが協議されていたと思うんですけれども、大家さんが1個、持っている。そういう話でなかったのかなど。町で1個ですか。

といいますのは、今、一人暮らしの方が増えているので、見回り隊の方に見てもらっても、なかなか連絡がつかないとき、あつてはならないんですけれども、そういうときの緊急時の対応というのは、どういう連携になっているのか。その辺、再確認しておきたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 鍵の件に関しましては、いろいろ今、社会情勢といいますか、なかなか犯罪とかいろいろ増えているというような状況もございまして、今、現段階では全て鍵のほうは住民の方にお預かりをいただいているということでございますが、昨今、入居者の方、あと、社会福祉協議会等を通しましてそういった御意見もございましたので、現在、鍵の預かり方、あとは、対応の仕方、実施に向けて今、制度設計をこれから進めているところでございますので、その内容につきましては一定程度、また、固まりましたら入居されている方には特にその辺の周知をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の建設課長がいろいろ制度設計しているというお話ですが、この話に

については、やはりそこを委託している社協のほうからも大変、意見をいただいております。要するに、5本全部お一人が持っていて、高齢者の方ですので、いざ、何かあるか分からないときに、連絡が取れないといったときにこちらから入れないんですよ。そうすると、連絡しても連絡が取れないというときにどうするかというと、もう壊すしかないんですよ。壊したのを誰が払うんだといったら、そこの方ですよ。これは矛盾しているよねという話なんです。ですから、やはりそこは、今、佐藤議員が、大家さんというのうちのほうになるわけですけれども、そちらのほうでやはり1本は管理するという方向でないと、いざというときに対応できかねるという現実的な問題がありますので、そこは今、建設課長が制度設計に向けてという話なので、早急に建設課のほうでやっていただきたいと思います。やっていただきたいではない。間違えた。前向きにやるように指示したいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第71号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等に伴い、出産育児一時金の支給額を上げるため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第71号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料（2冊のうちの1）、27ページをお開き願います。

上程いたしました今改正条例は、1の改正理由に記載のとおり、出産育児一時金の根拠としている健康保険法施行令の改正により支給額が上げられることに伴い、南三陸町健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の支給額を増額することと併せて、宮城県が通知した出産育児一時金及び葬祭費の事務に関する取扱いに対応するため、2の改正内容のとおり、同条ただし書の条件加算を廃止し、産科医療保障制度の適用の有無にかかわらず、一律に50万円とする改正を行うものであります。

また、改正条例の施行期日は、健康保険法施行令の改正の期日と同日とし、令和5年4月1日とするものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺いします。

これは、国の制度と並んで50万円に改正するわけだと思われまふけれども、これとは別に、出産、先日も当町は1.3ということで1.5にも満たない出生率になっております。その出生率を上げるためにも、施策としてやはり出産祝金、当町もやるべきではなからうかと思われまふけれども、今後そういうことを検討されるのかどうか。これは町長にお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 子育て支援は、出産祝金だけではないんですね。本当に多岐にわたって数年にわたって、いわゆる小・中・高ということで子育て支援をするということが町としてのトータル的な考え方ということですので。及川議員、どうも出産一時金にはこだわるんですが、それだけではなくて、子育て支援というのは高校まで、あるいは、もっと言えば大学までかかりますので、そういった考え方が大事なのではないかと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私はこだわります。女性として、出産するということはいかに人生をかけて子供を産むということは、女性にとって大きな仕事であります。ですから、昔のことを言うと笑う人もいるかもしれないけれども、大家族の中で子育てをやってきたから最低でも3人という人数が保たれてきたと思われまふんです。そうすると、家族に関わる子育ての手が

ない場合は、やはりお金。お金で預けたり、見守りをしてもらったりということは、大事なことだと思うんです。ですから、1人産まれたら、例えば30万円とか、2人目産まれたら50万円とか、そういう別枠で、一生それこそかかっていくんです、保育園、小学校、中学校、大学と。大学に行けば何千万とかかります。だから、出産したときの、町の宝になると思うんですよ、子供というものは。1.3は悲しいです。1.3人とは。ですから、そこに町費をかけて宝を産んで育てていくということは、重要なことだと思われるんです。だから、それを施策の1つにはいかがでしょうかということをお私はずっと言い続けてきました。今後も、ただいまの町長の答弁は、もうそういうことではないということをお話されましたけれども、私は、女の人にはそうやって人生をかけて出産するわけですから、御褒美という形もあってもいいかと思われます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 出産祝金、ないわけではないですよ。第1子、第2子、第3子以降ということで、産まれるたびにお祝い金はやっておりますので。ただ、金額がどうなんだということだけの違いであって、出産祝金は町で出していますから。いかにも出していないようなお話ししないでいただきたいと思ひますし、それから、及川議員がよくお金があつて子供を産むと言ひますけれども、この話、議員になつてからずつと言ひているんですが、町内の女性の方で及川幸子議員の意見に賛同する人はそんなに多くないかなと私は思ひているんです。お金のために産んでいるのでは私たちはありませんという声は結構あるんですよ。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、そんなにもらうんだつたらば、あると言ひますけれども、3万円、5万円、手当はあります。それも現金でなくて商品券です。だから、それも併せて、現金であればいいのになという声もあります。そしてまた、産む方々たちは、まあ100万円もらえば産んでもいいという気持ちにもなれるねというようなことも聞いております。ですから、ここで私は言わせてもらひているんです。独り言のようなこととおっしゃいますけれども、そうではないということです。実際、出産して3万円、入学するとき5万円ということでお話されています。商品券でということです。

だから、御褒美として額を30万円、50万円、100万円というような額の出産祝金をつくつてはどうでしょうかということをお投げかけているんです。このどんどん人口が減つていく、そういう危機感があるので、申し添えさせていたたくんです。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 今回の出産育児一時金の引上げは、8万円の額を引き上げるとい
うことで、今までにないような金額の引上げとなっております。

また、国の制度として今回、国民保険法の中で改正というところでありまして、今後、その
ほかにも育休といった方の国保税の軽減とか、国においてそういった軽減策は取られるとい
うこともございますので、町からだけでなく国の制度において補填されていくものと考え
ております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定につ
いて

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第72号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例
制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号南三陸町道路占用料条例の一部を改
正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に対応するため、南三陸町道路占用料条例の一部を改正
するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第72号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定につ
いて細部説明をさせていただきます。

議案書は16ページから20ページとなります。

今回の改正の背景でございますが、道路法の39条におきまして道路占用料の額は政令で定

めるということにされてございます。前回、令和3年度に改正が行われたわけではございますが、固定資産の評価額や地価の水準の変動などを考慮して政令が改正になったことに伴いまして、条例の改正を行うものでございます。

議案関係参考資料につきましては、2冊のうちの1の29ページから36ページまでとなります。

大枠では占用料の金額の変更ということでございます。

35ページをお開きください。

別表の備考の3のところでございますが、現行では電柱という表記、当該電柱に設置する云々となっておりますが、電柱又は電話柱ということで一部、条文が追加されてございます。

総体的には政令の改正に基づき改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回、占用料の値上げというか、増えるということなんですけれども、お聞きしたいのは、今回の改正によって当町、どれぐらいお金が入るのか。そこをお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この後、漁港等の占用料条例、議案第73号で出てまいりますが、総括してお話をさせていただきたいと思います。

占用料に関しまして、道路、公共物、漁港等を合わせますと、現段階で約300万円ほどの占用料収入がございます。今回、改正になりまして、5年4月1日からの改正とはなりますが、現行、既に占用許可を受けているものにつきましては、おおむね令和7年度までの占用期間としてございますが、それまでの間は据置きとなります。4月1日以降の占用許可分から当該料金が適用となりますが、全てのもものが4月1日に適用されたと仮定した場合に、約40万円ほどの占用料の増額となります。率にしますと、大体17%程度の増額となります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例
の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第73号南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町道路占用料条例の一部改正に伴い、南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第73号南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

町長答弁にもございましたように、今回、道路占用料の改正に伴いまして、これらの条例についても占用料を改正するものでございます。

漁港管理条例につきましては議案書22ページから24ページまで、準用河川占用料条例につきましては24ページから26ページとなります。

議案関係参考資料（2冊のうちの1）、37ページから40ページまでにつきましては、条例の新旧対照表を添付させていただいてございます。そのうち42ページをお開きください。

改正案でございます。漁港管理条例につきましては、管等の埋設物等につきまして口径が30センチまでの定めとなっておりましたが、今改正に合わせまして道路占用条例等と同様に、30センチ以上の物につきましても同様に項目を追加したものとなっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほどは増えた分を聞いたんですけれども、今回、道路・漁港における
占用料の滞納といったことは生じているのか。その点、1点だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。対応で……（「滞納」の声あり）滞納で
すか。現在のところ、占用料につきましては、滞納はございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 電柱だけではなくて、いろんな土地、その他、あると思うんですけれど
も、そういったところが滞納になった場合には、どういった対処になるのか。そこをもしか
すると使わせてあげないとか、そういうことになるのか、極端な話。そここのところの対応に
ついて次に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） もし滞納が発生した場合には、当然ながら、追加督促等を行ってま
いりまして納めていただくということに努めてまいります。万が一でございますが、それで
もなかなか納めないというようなことであれば、当然ながら、占用条件等にもうたってござ
いますので、占用の取りやめをしていただいて原状に復していただくというようなやり取り
をせざるを得ないということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点、お伺いします。

改正内容を見ますと、電柱、そして、電話柱ということで、50円ぐらい上がっているよう
ですけれども、荷さばき施設のほうは20円ということで変更ないようです。この変更された場
合、仮に、どのぐらいの1年間で収入が増えるのか、その点、お伺いいたします。

それと、農地の埋設の部分も42ページ、農地があったんですけれども、改正案については通
路・通路橋ということで470円が載っております。これはどこを指すのか。この辺をお伺いし
ます。2点、お伺いします。農地は変わりなく5円のようにしたけれども。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。説明が抜けてございました。今回、改正になるのは道
路占用料条例に準じて定めているものでございまして、それ以外のものについては、今回、
変更とはなっておりません。

それと、占用料の額でございますが、先ほど議案第72号のほうで御説明を申し上げましたが、

占用物件、全体的に申し上げますと約17%ほど増えるということでございますが、漁港に関して申し上げますと約6%ほど増額となるものでございます。

それと、農地とあるけれどもそれは何かということでございますが、条例としては農地とうたってございますが、現行、私が知る限りではなかなかないと。要は、町有地といいますか、漁港のなかなかそういった申請というのは今のところないですし、今後も考えられないとは思いますが、要は、漁港の区域内で、例えばの話ですが、農地をしたいというような場合の占用料ということでございまして、現状では実例等はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 改正案については、農地は分かりましたと。

そのほかに新しく通路・通路橋というのが出てきています。占用面積1平方メートルにつき470円という改定案が出ています。これはどういうところを指しているのかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。先ほど答弁が間違っていたとございました。漁港ではなくて、準用河川の条例のほうでございまして、訂正をしておわびを申し上げます。

通路・通路橋につきましても、改正案のほうに管類、30センチ、0.3メートル以上のものを追加したことによって若干、新旧対照表がずれてございますので、現行にもございまして、改正案にもございます。ただ、こちらにつきましては、今回の道路占用料条例の改正には伴わないということで、据置きとしてございます。

内容はどんなものかということでございますが、まさに書いてありますとおり、準用河川敷等の通路や通路橋を設けるといった場合の占用料でございまして。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後00時00分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長が退席しております。

日程第 1 0 議案第 7 4 号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第74号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係省令等の一部改正等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、議案第74号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書27ページから30ページ、議案関係参考資料（2冊のうち1）の46ページから52ページを御覧ください。

本案は、町長の説明にもございましたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の国の基準の一部改正を受けて行うものでございます。

主な内容といたしましては、子供の人格の尊重や虐待防止、また、昨年9月に認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受け、安全計画の策定等の新設と児童の安全の確保に関する必要な改正を行っております。

議案参考資料46ページの南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）では、懲戒権に関する規定の削除を行うものです。

47ページの南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）では、安全計画の策定等の新設等が追加されております。

51ページの南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）でも、同様に安全計画の策定等に関する規定の整備、所在確認の徹底に関する整備が追加されております。

なお、当町の保育施設につきましては、安全計画、バス運行計画等、策定済みでございます。

以上、簡単ではありますが、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点、お伺いいたします。

今、復興事業が終了して、バス、そういうことで通う子供もスクールバス、そういうものもなくなって、大変不便を、朝の交通のバスにも乗れないというようなお話も聞かれますけれども。これは保育所の関係ですけれども。今後、保育所の、現在はバスで通う子供がいないですけれども、例えば、今後、学校でそういう送迎バス等を使うようになった場合、保育所としてそのバスを使うとか、そういう考えはあるのか、ないのか。学校と連携しなければならぬことですが、今、保護者さんが車で保育所まで送迎しているのがほとんどだと思われまますが、今後、将来的にはそういう方向性は考えているのかどうか。これは町長がやることなんですけれども。保育所の送迎等はどのように考えているのか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 現在、バス送迎を行っているところは、私立保育園というところですので、直結して学校のほうとは関連づけることはできないと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、大分、勘違いしているみたいなので、ちゃんと調査してから発言してはどうですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私立の保育所は送迎があると言うんですけれども、安全確保ということで国から示されて改正ということになったんだと思われまますが、町営のものはないと言いましたけれども、私立保育所等にこういう啓発は十分なされているのか。連携ですね。

私立保育園との連携。教育委員会の分は今後やるにしても、まずもって私立保育園との連携をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 連携は常に行っておりまして、このバス置き去りの事案が生じたときも電話連絡をまず入れまして、その後、国からも通知が入りましたので、随時、連携は取らせていただいております。

それから、コロナ対応についても、別な意味でいろんなハイリスクということで、コロナの発生時や予防についても随時連携を取らせていただいているところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 保育所の送迎というものは、個人で送迎されている、全員がそういう体制だということに理解してよろしいのか。その辺、現場の動向をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 町立保育所については、全て保護者の送迎になっております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第75号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町東日本大震災伝承館、南三陸311メモリアルの入場料に係る入場区分及び

基準額を見直したいことから、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第75号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

議案書は31、32ページ、議案関係参考資料（2冊のうちの1）は53、54ページとなります。

本議案につきましては、東日本大震災伝承館、南三陸311メモリアルが昨年の10月にオープンいたしまして多くの皆様に御来場いただいておりますが、これまでの運営の中で見えてまいりました入場料に係る課題につきまして、入場区分と基準額の見直しを図り、来場者のニーズとさらなる震災伝承の機会の創出に向けた対応を図るものでございます。

これまでの入場料は、有料展示ギャラリー及びシアターを包括的に御覧いただく設定といたしまして、個人・団体などの入館区分、シアターのプログラムの利用時間で基準額を設定しておりましたが、例えば、予約を伴わないフリーで御来場いただいた方が、シアタープログラムが満席だった場合に有料展示ギャラリーのみの入場を遠慮されるというケースも見られるようになりました。今後において、伝承館の設置の目的でございます教訓を伝承し防災・減災意識を醸成する機会を逸するのではないかと。それにつながると懸念されるところでございます。

したがいまして、改正案では、入館区分を入場形態に即した入場区分として整理をいたしまして、その基準額について見直しを行っているところでございます。

具体的には、議案関係参考資料の53ページを御覧いただきたいと思っております。54ページには新旧対照表もありますので、そちらも併せて御覧いただきたいと思っております。

これまで入館区分として下の平面図の黄色の枠でくくりましたゾーンが、有料ゾーンとして入場料を設定していたところになります。改正後は、黄色の枠の部分の基本入場料として赤枠ゾーンのみへの入場料を設定して、さらに、シアターを御利用いただく場合にはシアター入場料を個人・団体、一般・学生の区分、利用時間の別ごとに入場料を設定する内容に改めるものでございます。ただし、シアターのみでの御利用はできません。

また、基本入場料の設定に合わせまして、その利用者形態を一般と小学生、中学生・高校生の別とし、シアター入場料では、これまでの大学生を一般に統合いたしまして、高校生を中学生・高校生、小学生・中学生を小学生に整理させていただきます。利用時間も20分未

満としていた区分を60分・30分と実態に即した内容に整理させていただいております。

なお、この見直しにより1人当たりの入場料の総額は、例えば、一般の方が個人入場にてシアタープログラムまで御利用いただく場合は、基本入場料200円プラス、シアター入場料、お1人60分につき800円の合計1,000円となるなど、一般、高校生、小学生は改正前と変更はございませんが、中学生は改正前の高校生の区分に統一するという内容に整理させていただきましたので、ここだけ個人の入場の場合、1人60分で300円、個人入場の1人30分及び団体利用時においては200円の増となっているものでございます。

条例の施行日につきましては、改正の周知期間等も考慮いたしまして、令和5年6月1日としてございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明で大体分かったんですけども、ボルタンスキーさんの作品がギャラリーBかCになるかと思われるんですけども、それでよろしいのか。

そしてまた、シアターだけの入場料800円なんですけれども、一般の場合、先ほどの説明ではシアターだけでは駄目というお話をされましたけれども、そういうことができないというのはちょっと矛盾があるかと思われるんですけども、その辺、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1番目の御質問、ボルタンスキー氏の作品については、ギャラリーCの部分に展示をさせていただきます。

それから、シアターのみというのは、基本的な考えを大きく変えるものではなくて、入場の区分を整理させていただいたということでございますので、ギャラリーB、ギャラリーCを通してこれまで震災の内容を学んでいただきながら、ボルタンスキー氏の作品で一度、心を落ち着かせていただいて、シアタープログラムに入っていてラーニングプログラムを学んでいただくという一連の流れについては何ら変更するものではございませんので、そういった意味ではシアターのみでの利用というのは想定していないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） シアターに入るにはどうしても赤い部分のギャラリーを通らなければ進めないということで、全体では1,000円ということで今までと変わらないとおっしゃいました。

そこで、このギャラリーを区分したということは、上映 60 分と 30 分、それを待つ時間帯があるから、前段としてギャラリーを見させるために区分けしたというんですけれども、シアターを見ないでギャラリーだけ見て帰るといった人も出てくるかと思うんですね。そうした場合は、それが今まで一緒に 1,000 円となっていたけれども、これだけ見て帰る人にとっては、200 円ですから、かなり安いと思われるんですよ。そういう人たちは、時間のない人たちが見て帰るといった人たちだと思われるんですけれども。そこで、この 30 分と 60 分というのは、短いのが 30 分、長編が 60 分だと思われるんですよ。以前は、長編が午前中やっていて、短編が午後しかないというような区分だったと私が聞いたときはそう思っていました。この短編と長編との、シアターは 1 か所だけです。その区分は変わらないのか。どういう時間帯にやっていくのか。そして、ギャラリーだけ見て帰る人がかなり出てくるのかなという。団体で来た場合はそうではないですけれどもね。個人で来た人たちはそういう人たちが大分増えてくるんだと思うんですけれども、その推移は何%ぐらいと見ているのか。分かっている範囲でお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） そのところが一番、今回の改正の部分になるんですけれども、要は、せっかくおいでいただいて、町とすれば震災を伝承していきたいという思いがあるんですが、先ほども申しましたとおり、シアタープログラムがたまたまその時間帯に満席であって、お立ち寄りいただいた方がそこまで見たいんだけどもシアターがいっぱいで入れませんでしたときに、そもそも有料ゾーンへの入場自体を遠慮されるというケースも見受けられるようになってきたんですね。決して消極的な改正をするとは思っていません。逆に、それがせっかく学んでいただく機会を逸することになっているのではないかと考えさせていただきまして、できるだけ前のギャラリー B、ギャラリー C の部分につきましても御覧いただくことによって、そこには貴重な町民や職員の体験の話が映像で流れていたり、当然、奥にはボルタンスキー氏の作品もあるんですが、そこを見ていただくことによって何らか得られるものがあるんだろうと考えてございますので、ぜひそういった意味で伝承の機会を逸しないような内容に今後、進めていきたいと考えてございます。

なお、施設の運用につきましては、商工観光課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） シアターのプログラムの長いほうと短いほうの配分ということだったんですけれども、午前中に長いほうとか、そういう決め方ではなくて、お客様の流れ

に沿って、1週間のうちでも平日と休日の上映タイムスケジュールは異なってきますので、それはその日によって異なるということで御認識いただければと思います。

それから、ギャラリーBとCを別料金区分にすることでどのぐらい増えると想定しているかということなんですけれども、数値的には見込み数値を出しておりませんが、基本的には、ただいま企画課長のほうからお話がありましたように、大前提として、一番この施設の効果につながる運営の仕方というのは、展示ギャラリー、そして、アート空間、それから、シアターに行くという、それは今後も変わりはありませんので、やむを得ずシアターの上映を見るお時間がないという方には御案内いたしますけれども、積極的にここだけ低価格で入れますよというようなプロモーションをするというふうには今現在、予定してございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） シアターはその日、その日によって時間配分が違うということなんですけれども、例えば1年を、もう少しで1年になるわけなんですけれども、1年やってきて、ツアーのお客さんというのは、学生たちが大型バスで何台かでやってきます。そうした場合、1台は入れますけれども、2台目とかというのはまた待ってもらわなければならないという場合の施策として、前の答弁ですと、別なところでやって、別なものを見てきてもらって入ってくるというようなお考えもあるようでしたけれども、その辺はどのようにされているのか、しようとしているのか、伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） その運用方法については、これまでも変わりませんし、学校のニーズに基本的には準じますけれども、2回転で上映を見るとか、3回転になるとか、それは学校の御要望によって異なります。（「重なった場合、どこで待っているか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） どこで待っているかというよりも、団体様ですと事前にそういった状況になるということが分かっておりますので、事前の予約になりますから。なので、その時点で、例えば、もう一つのグループはものづくり体験に行くとか、記念公園の散策をするとか、ここに来てからいっぱいだから何かして待っていてくださいという状況にはなりません。そこは、団体は事前に調整があります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回、料金を区分するというので、そこで伺いたいので

は、これまで何万人という方が訪れて、そして、シアターを利用したということなんですけれども、何か伺うところによると、来場のトータルの約 10%前後が 1,000 円でシアターを利用したという実績のようですが、そこで伺いたいのは、たしかこの条例をつくる時にアートだけ見たい方もいるのではないかと聞いた経緯、覚えているかどうか分からないんですけれども、そういったこともあったんですが。そこで、前議員も聞いていたんですけれども、こういった施設というのはオープンしたときにいっぱいどっと来る、そういう流れだと思うんですが、そこで私がやはり思ったのは、こういった区分を最初からこういった形にすれば、より初期投資なりの収益を上げて回収できたのではないかと、そういう思いがありました。

そこで伺いたいのは、今回の料金区分なんですけれども、シアターだけでは入場できないという説明があったときに疑問に思ったんですけれども、今回のシアター入場料の料金なんですけれども、そこを基本入場料込みの金額で表す必要があるのではないかと思いますけれども、そのところをお聞きしたいと思います。

もう 1 点は、6 月 1 日から施行するという予定みたいなんですけれども、ゴールデンウィーク前にもし、いろんな周知等あるんでしょうけれども、すれば、より、もうけだけではないんでしょうけれども、結構アートを見ていただけるお客さんが多いのではないと思うんですが、その点、どうして 6 月 1 日になるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず 1 つ目、料金表示、入場料を含めたほうがいいのではないかと、ということなんですけれども、ここに表示してあるのはあくまでも条例上でございまして、おっしゃるとおり、お客様向けには込みの金額で今後も表記させていただく予定でおります。

それから、6 月 1 日からといたしましたのは、おっしゃるように、今回、一部金額を変更することによって、紙媒体のものでしたら人の手作業で早急に進められるんですけれども、メモリアルではホームページのほうから予約システムを導入してございまして、やはりウェブ上の一部システム改修等の時間を要しますので、そういった事務処理等々も含め、十分に対応する時間として 6 月 1 日とさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10 番（今野雄紀君） 料金表示のほうは込みということなんですけれども、こういった基本入場が出た時点で、私が思うには、シアター利用する団体・個人の方がお得感というんですか。例えば、簡単に言うと、合わせて 1,000 円でこれまでと変わらない状況でやっていくとい

う、それでいいんでしょうけれども、やはりこういった条例上の区分だけなんではしょうけれども、50円なり100円なりお得にして一般900円とか950円とかにすると、より利用していただける方も増えるのではないかと。素人考えなんですけど、そういった思いがするので、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 料金につきましては、条例上、上限を定めたものですので、おっしゃるように誘客の1つの方法として指定管理事業者がそのような対応をする可能性はゼロではないと思いますので、今後、それも含めて指定管理者と共有していければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） この条例の一部改正については、前向きに捉えております。やはり何かしら、もう当初から想定した、待った部分もありますし、これから挽回しなければいけない部分もありますので、そこはやはり工夫が必要と考えております。

そこで、指定管理者側があくまで運営されていますので、町としてどういうタッチをするかはまたいろいろ考えていかなければいけない部分もあるかと思うんですが、今、この料金を整理した上で、これから6月以降、こういうふうにしていくということなんですけれども、B、Cの部分については基本入場料で対応する。その後、シアターに入る方は入るということで、多分ここが混在すると思うんですね。基本入場料だけで退出する方とシアターをそのまま引き続き利用される方と混在すると思うんですが、その整理の仕方というのは、もうあらかじめ考えられているかどうか。そこをお聞きできればと思います。

そしてまた、6月からということでしたので、先ほど説明の中では特に中学生の区分が若干変更になって料金が上がるということだったんですが、ちょうどこの5月、6月というのは、恐らく圧倒的に中学2年生の、特に仙台市内及び近郊の2年生の体験学習が大勢いらっしゃるのではないかと思います。そこで、あらかじめもう予約のほうは入っていると思いますし、料金も旅行会社さんで見積もって学校にも提示していると思うんですが、その変更というのは、上がるという部分についても心配はあるんですけれども、対応が大丈夫かどうか。そこを確認できればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） では、私のほうからは運用上のところをお答えさせていただきます。

今回、BとCに入る区分ができることでシアターに入る方と混在してしまうのではないかと

いうお話なんですけれども、皆様方も事前に内覧、お越しいただいたときに配付があったと思うんですが、現物がちょうど手元にあるんですけれども、シアターを御覧いただく方にはチケット代わりということでこれが配付されます。要は、施設の中に入ったときにこれをお持ちの方はシアターに入る方、お持ちでない方はそこから引き返す方という区分けができるかと思います。ただ、それを確実にするために、展示ギャラリーの入り口とシアターの入り口には展示物の案内の役割も含めたスタッフが常時配置してございますので、そちらのほうで混乱のないように引き続き対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 後段の料金の整理の関係なんですけれども、やはりこの施設を傳承していきたいというところで、当然に我々としても力を入れていきたいと思うのは、やはり高校生、中学生のいわゆる教育旅行というところがターゲットになっていくのかというのは、そのとおりだと思っているんですね。ですので、今回、一番力を入れて伝えていきたいというところの皆さんを整理として中学生・高校生とさせていただいているというところございまして、それも当然に内容を中学生や高校生で分けているわけではございませんで、その年代であればきちんと伝わる内容ということで整理をさせていただきますので、若干、料金的には上がるということになりますが、これは十分御理解をいただける範囲内なのかとは理解しているところでございます。

また、6月1日以降の部分が適用になりますので、既にネットを通して予約が入っている、許可をしている分については、なお、従前の内容ということにさせていただいておりますので、そこは混乱が起こるということあまり考えられないかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 2点について分かりやすいというか、整理された答弁をありがとうございます。

追加でもう1つだけお聞きします。もっと利用促進を図っていくために、この話は従来からありましたけれども、下見等が入っている場合、これは学校の先生や旅行会社関係なんですけど、入場料等がある意味いただかない形で対応いただいております、この点はかなり有効に働いているかと思っております。

ただ、これも従来から話があったかと思うんですが、写真撮影がNGという部分が、どうしてももっと広げたい部分に対してちょっとブレーキがかかるような、先生方とか旅行会社さんも、自分が見てきたものを提案するときに、文字でも伝えますけれども、やはり目で見て

お伝えするものも必要となってくる場合に写真が一切、無料のスペースも、浅田さんの写真とかも転載できないような形になっておりますので、その辺の規則的なものも今後、少し緩和していける考えがあるかどうか。例えば、ルールを厳格に設けて限定でこのようにしてくださいとか、必ずクレジットをつけて転載……ですとつけるとか、そういう考えが今、この段階であるかどうか。料金改正前ですね。そこをお聞きして質問を終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず、写真の件に関しましては、そういったお客様の声もあって、無料ゾーンはオーケーに変更させたと思います。あと、有料ゾーンとかの写真撮影についてなんですけれども、やはり御存じのように、南三陸町民の方の証言を基にしているんで、個人の方のお写真がどこまで流出してしまうかというのは、なかなか制限できるものではありませんので、そこは施設の管理の中でしっかりと管理させていただければと思っています。

ただ、おっしゃるように、学校の先生とかメディアの皆様で目的がしっかりこちらで理解できる部分に関しましては、有料ゾーンのお写真もこちらから提供させていただくという形を取っておりますので、いかなるものも駄目という形にはしておりませんので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11 番（三浦清人君） 昨年 10 月に開業して、まだ 5 か月ですか。5 か月で改正をしなければならぬということになってしまったようです。最初にこの金額、やり方を設定したときの人数、来客数、それから収入は幾らで、現在は幾らになっているのか。見込みどおりにいっているのかどうか、この金額を設定したときにですよ。要は、5 か月やって、見込みどおりにいかないからどうしたらいいかということで改正したのではないかなと思うんです。見込みどおりにいっていれば改正する必要がないわけですから。そうしますと、提案理由、見込みどおりにいかないから改正するということだと思ってしまうんですけれどもね。都合のいい、基準を見直しするとか、見方を変えるとか様々、見方というのは見学させるやり方も変えるとかというようなことなんでしょうけれども、もともと計画どおりにいっていれば改正する必要はないのではないかと考えているんです。だから、見込みと現在、実績の差というのは、幾らぐらいになっているんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の見直しの関係の背景にあるのは、昨年 12 月に後藤議員のほうか

ら一般質問で2か月運用してきて課題はないのかという御質問をいただいて、当然、来場者の方々からいろんな御要望もあったということです。したがって、1月の末ですか。運営に当たっているメモリアルの職員と観光協会の職員と私と所管も含めてですが、ざっくばらんに現場でどういう声があるんだということの意見交換会をさせていただきました。

そういった中で出てきたのは、現場の声がやはり大事だなと思ったのは、例えば、先ほども御質問の中にあつたように、あそこは50人ぐらいしか入れないものですから、大人数で来たときにどこでそれを見せるんだということも含めて、それをもう何とかこれは解決しなければならぬということ、条例改正にこれは入っていないんですが、そういった分野もあつた。それから、ちょっと買物、あるいは、食事に来た人が、ラーニングを見る時間はないので、ギャラリーのBとCだけを見たいんだけどというけれども、基本、今の状態では入れないですよ。全部見なければならぬということになりますので。そうすると、もう入り口で帰ってしまうと。そういう方々のニーズもあると。

では、いわゆる来場者のニーズをどううまくつかんでやるかということ、そういうことを考えたときに、こういうやり方もしないと、ただ単に、せつかくあその場所においでになったのいわゆる門前払いみたいな、そういう形になってしまうのは好ましくないということでの現場からの声もあつて、こういう改正をせざるを得ないということ。

それから、前は料金体系を小・中で一緒にして、高校を別にしておりました。しかしながら、これは業者の方から含めて御指摘、指導をいただいたのは、小・中のくくりというのはおかしくて、中・高のくくりということがこういった施設では一般的だということにして、中・高のくくりになぜしたのかということ、事前研修とか事後研修というのは中学生も高校生もほぼ同じなんですね。そうすると、若干中学生のほうが値上げになります、こういうくくりでやらないとなかなか難しいということもありますので、こういうくくりにしたということです。

御質問ありましたように、当初の料金設定が大きく変わったわけではございません。基本的には同じですので。そういう料金設定の中で、もう少し柔軟に運用できないかということの現場の意見を反映させて、こういう条例改正ということでお出しさせていただいたということです。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 当初の見込みということなんですけれども、有料ゾーンへの入場者数を年間で約1万8,000人と見ております。今現在、オープンから約半年たちますけれど

も、約7,000人程度になっています、有料ゾーンに入られた方。半年ですので、今後、1年間というところで目標を目指していきたいという状況であります。（「金額、幾らなんですか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 金額、申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、取り急ぎ入場者数ということで御報告させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 改正の内容、町長のほうからいろいろと述べてもらいましたが、これは最初から想定できなかったのか。あなたが今、いろいろとお話しされたんですが、私は、今、聞いていて、そんなこと最初から想定すべきのことではなかったかということで聞いておったんですけれどもね。

やはり物の考え方というのか、いろんな施設があるんです。いろんな展示物とか利用料でね。私もいろんなところに行って見ているんですが。やはり観光客という方々をターゲットにするのか、あるいは、地域住民に来てもらうための施設なのかということで、いろいろ考え方が違ってくると思うんですよ。観光客というのは、限られた時間内で行動しなければなりませんからね、限られた時間は、では南三陸で言ったら3時間も4時間もいるわけではないと。観光客の目的というのはあるわけですから。その中で何時間かの時間内でこの施設を見てもらいましょう、何十分の中で見てもらいましょうということで、最初から本当はそういうことを考えて設定しなければならないことだと私は思っていますよ。今は何かのときになってしまったからあれとかね。

今後、こういうのを考えるときには、皆さん方だけではなく、やはり第三者の方々の意見もいっぱい聞くべきですよ。経験のある方とか。私はそれが必要だと思いますよ。限られていますからね、皆さんの考える範囲というの。それを、これも期待します。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 倫理的なことをお伺いしたいと思うんですけれども、アートがあってそこで心を落ち着けてシアターに入っていただく、そして、学びをしていただくというのが、震災伝承館の一番の重要な部分だったのかと思います。今回の提案だと、そこを切り離すという内容になると思います。アートだけでもいいですと。そういうふうに変わってしまったのはなぜかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは、30分、60分という時間があるんですけれども、現実的にどうやって計るんだ

ろうと。あの人は 31 分たったとか、なかなか難しいのではないかと思うんですが、その辺り、どのように対応するのか。

それから、もう一つは、震災を知らない世代が町民の中にもたくさんいらっしゃいます。そういう人たちに対しても学びの機会というのはここで保障してほしいなと思うんですが、外から来る方も大切ですが、町民の皆さんが学ぶ機会、これをどのように創出していくお考えがあるのか伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 方向性の分だけお話ししますが、方向性は全く変わっておりません。考え方はやはりギャラリーの B、C、そして、シアター、これが一体で入っていただくということについての基本的な考え方は変わらない。ただし、先ほども申しましたように、現場としてやはり忍びないと、もう入り口でお客さんをお帰しするというのは。では、何とかそういう時間のない人にも、BとCぐらいは見たいという人は中に入れたいという現場の声ですので、やはり大事なのは現場の方々がどういう思いで日々の仕事に当たっているのかということをごちやうでも柔軟に対応しないとお気の毒だなということでございますので、そういう対応をしたということですので、繰り返しますが、基本的な考え方は変わっていないと。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 60 分、30 分の長さをどのようにということなんですけれども、これは、毎日の上映プログラムの開始時間が決まっておりますので、時間割のようになっておりますので、レギュラーですと 45 分が上映時間、ショートですとおおむね 20 分ぐらいが上映時間になるんですが、展示ギャラリーとアートの鑑賞も含めた時間で 1 時間と 30 分と設定させていただいております。

3 つ目が町民の皆様へのということなんですけれども、既に開館以降、町内の学校さん、中学生、高校生、何クラスもおいでいただいております。そして、もちろん地元学校さんにつきましては、防災教育の一環ということで減免措置を取らせていただいております。

また、一般の町民の方は、大変ありがたいことにオープンから本当に何度も、知人の方が南三陸に来るたびにお客様を連れて施設を案内しに来てくださる方々もおありまして、こういった方々、今後もぜひ施設を活用していただけるように、私たちが何かしら今、メモリアルの会員制度のようなものを今後つくって広めていきたいと検討してございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） シアターとアートを分けたわけではないということですね。今までどおりに学んでいただくことが一番だけれども、現実的にそうではない方もいるので、そこに対応しなければ学びの機会が失われるよねということですね。そこはすごい大事なところだと思いますので、先ほど200円を入れますよみたいなセールスはしませんという話をしていますが、この条例案が出てきたときにそこが一番気になったんです。半年で方針が変わったのかと。そこは十分に気をつけていただきたいと思います。

もう一つ、料金のことをお伺いしたいと思っていますけれども、中学生料金が高校生料金に含まれたので、客観的に言えば、中学生だけ値上がりしているんですね。新料金に設定するなら、中学生と高校生の間ぐらいの料金にするのが、何となく収まりがいいのかなと思うんです。今まで小学生料金だったんですから、中学生は、それを高校生に上げると一気に物すごく上がるので。その分、高校生はちょっと値下げしますと。中学生は、すみません、値上がりしますけれども、この程度ですというあたりで抑えるのがちょうどいいのかなと。100円、200円の話をお細かくしてもいいんですけれども、ここですることでもないなと思ったので。その辺りの考え方だけ確認したいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 中学生、高校生と同じ区分にということで、400円から600円に団体のほうになるんですが、600円が安いのか、高いかというのは、本当に肌感覚で受け取る個々によっても違いがあるんだろうと思います。

ただ、今回、高校生の区分のほうに合わせて引き上げた要因につきましては、まず、1点目としまして、ほぼ中学生、高校生は教育旅行という、いわゆる修学旅行で入ってくるんですけれども、この教育旅行のプログラムを提供する際というのは、学校や旅行会社さんと平均して1年から2年前から調整、手配が始まります。この中で、学校側から特に要望があった場合には、現地入りする前の段階に事前、それから、現地入り後の事後学習のフォローアップについてもこの料金の中で対応させていただいているという現状があります。特に、南三陸311メモリアルでのラーニングのプログラムは、単に見る、聞く、知るといったようなところから今、教育現場において特に重要視されている探求型プログラムにも合致すると思っておりますので、施設といたしましては、その効果を学校教育現場と一緒に最大限に引き出すため、これまで様々研究を重ねまして、実は中学校、高校の指導者向けの手引きというものも製作して御予約のあった学校さんにそういった資料も提供させていただいているところです。

こういったことから、要は、価格以上の教育的効果、価値を提供できるものという考え、判断に至りまして、今回、高校生と同一の料金設定にさせていただいたということになります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 南三陸町地域復興基金条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第76号南三陸町地域復興基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号南三陸町地域復興基金条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による被災者の生活の安定、コミュニティーの再生及び地域経済の振興を図ることを目的として造成した南三陸町地域復興基金について、所期の目的を達成したことから廃止するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） では、議案第76号南三陸町地域復興基金条例を廃止する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は33ページ、34ページでございます。議案関係参考資料は今回、ございません。

南三陸町地域復興基金につきましては、東日本大震災による被災者の生活の安定、コミュニティーの再生及び地域経済の振興を図ることを目的といたしまして、宮城県の東日本大震災復興基金交付金を原資といたしまして平成24年度に基金造成をいたしております。以来、延べ203事業に対しまして総額16億2,398万4,785円を財源といたしまして充当し、令和4年度におきまして伊里前南側整備工事への充当をもって財源の活用が終了する見込みになりました。

たので、これを機に基金条例を廃止とするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日であります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度漁港施設機能強化事業防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） それでは、議案第77号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は35ページとなります。

契約の目的。令和4年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。

契約の方法。制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額。1億6,060万円でございます。

契約の相手方。株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料（2冊のうちの2）の1ページをお開きください。

工事名については、先ほど御説明したとおりでございます。

工事場所につきましては、歌津字平棚地内でございます。

工事概要でございます。防波堤工事、延長10メートル、本体工、ボリューム610立米、上部工419立米、消波工30トン型25個となっております。

入札の条件につきましては、記載のとおりでございます。

14番の工期でございますが、本契約締結の日から令和5年3月31日までとしてございますが、こちらにつきましては令和5年度への繰越しを予定してございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ目に工事の箇所図、平面と断面図を添付させていただきます。

続きまして、3ページには工事請負仮契約書を添付させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 平棚工事なんですけれども、震災前からここは波が大変で、ずっと続けてやってくる場所なんですけれども、消波ブロックを25個入れるということなんですけれども、それと防波堤から越えてくる波、25個の消波ブロックには影響なく工事はできるものなのか。

そしてまた、これでこの漁港内は、石浜漁港は完了するのか。

工期が繰越しで5年度の3月になっていきますけれども、どの辺、繰越しでやっても終わらないのか、また続くのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事の内容でございますが、2ページを御覧いただくとお分かりいただけると思うんですが、平棚防波堤につきましては、全体の計画延長が70メートルでございます。そのうち本工事につきましては10メートルということでございまして、消波ブロックも30トン型、25個としてございますが、最終形といたしましては、30トン型のブロック、170個、50トン型のブロックが60個、それと今、既設として20トン型のブロックが約150個、入っております。こちらのほうも流用して再利用とする予定でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 工期は。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変失礼いたしました。

先ほども細部説明でお話をさせていただきましたが、令和5年度への繰越しを予定してございます。現段階で完了の見込みでございますが、令和5年12月の完成を見込んでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここは外洋ですので、なかなかしけといいますか、そういうもののない時期の工事だと思われますけれども、かなりのブロックが入るわけです。今、お伺いすると、令和5年10月とおっしゃいましたけれども、全体の工事がそれで全て終わるという確信がございませうか、その辺。終わる予定ですかということ、完了が。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。真意がいまいち理解しかねるところはございますが、本工事については、繰越しも令和5年内に終わらせる見込みとしてございませうし、全体の工事といたしますと、令和7年度までの事業予定としてございませう。ただし、こちらにつきましても、現段階の予定でございませうして、補助金の交付決定のいかんによっては多少前後するということでございますので、御理解をいただければと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、先ほど来、ブロックの数かなり入る予定になっていませうけれども、それが令和7年、それ以降も続くという、令和7年まで続くというような状況かと思われますけれども、何しろここは水揚げのワカメ時期などは工事ができなくて緩慢といひませうか、春の工事に支障があるのかと見られますけれども、工期内に終われるように努力されたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませうか。（「なし」の声あり）

ないようでありませうので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

れをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、商工観光課長が退席しております。

日程第14 議案第78号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第74号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度旧荒砥小学校体育館解体工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） それでは、議案第78号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は36ページとなります。

契約の目的。令和4年度旧荒砥小学校体育館解体工事でございます。

契約金額。変更前、9,130万円、変更後、8,610万5,800円、519万4,200円の減額でございます。

契約の相手方。志津川建設株式会社でございます。

議案関係参考資料（2冊のうちの2）、4ページをお開きください。

こちらのほうには、主な変更内容を記載してございます。解体工事におきましてアスベストの除去方法の変更による400万円の減と産業廃棄物の処理数量の変更に伴う減ということで

100万円、合わせて500万円となります。

1枚、おめくりいただきますと、5ページでございます。主な変更内容の方法といたしまして、アスベストの除去方法、当初は水を使いまして高圧水除去工法を予定してございましたが、なかなかこの工法、引き手が多い。なおかつ、県内で業者が1社しかないということでなかなか業者手配が難しいということもございまして、集塵装置付きディスクグラインダー工法に変更にしたために減となったものでございます。

そのほか、産業廃棄物の処理数量ということで、こちらは実績に基づく変更となっております。主なものといたしまして、有筋・無筋のコンクリートの数量が変わっております。

6ページには立面図、7ページには最終形の解体後の当該施設の整備計画図を添付してございます。8ページ目には、工事請負変更の仮契約書を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この現場、たまたま別用がありまして行ってみましたら、取り壊されて駐車場、立派にできておりました。もっと最初の議案のときも伺ったら、何もあそこは予定がないということでしたけれども、見ますと立派な駐車場になっておりました。そこでの駐車場を有料で貸す気は、あらとさん、施設がすぐそばです。そういう、そこに貸して使う予定があるのかどうなのか。せっかく大枚をかけて造った駐車場ですので、そういう方法を取るのも1つの例かと思われまますので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 駐車場整備につきましては、今、当初、計画になかったやの御質問かと思いますが、当初より砕石敷での駐車場というのは計画どおりでございます。

今後の料金等につきましては、当課は工事の担当ということで1問目の御質問だけお答えをさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 今後の利用につきましては、当課のほうで進めてまいりますので、今、御質問のありました団体も含めて今後、調整してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 校舎のほうも民間の施設さんに貸しているわけですがけれども、その単価、平米、今、幾らになっているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） すみません。今、手元に資料がないのでお答えしかねるんですけども、駐車場の部分については、例えば、どのくらいお使いになるかによっても当然、面積が変わってきますので、現時点で幾らという想定というのはなかなかお答えしづらいということでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 現在、施設と一部駐車場に使っているところがあるので、基準としてはそちらの単価と同じでもいいのかなという気はします。町の財産ですから。今、お伺いすると新たな基準を考えているようなんですけれども、やはり棟続きでそう違わないので、取るとすればそちらの料金と同じでもいいのかなという気がするので、今、平米幾らするんですかと聞いたんですけれども。町の財産ですから、そこはきちんと、取るべくところは取ってやっていったほうがいいと思いますので、お伺いしました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、料金のことを聞いた方がおりますけれども、そこで伺いたいのは、今回、解体して駐車場になったわけなんですけれども、駐車場になった理由、目的がどのような形だったのか伺いたいと思います。

もう1点、解体したことによって上の部分の、参考資料の7ページで見ると、駐車場と書いてある広い土地もありますけれども、今後の地元の方を含めた利活用をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 以前にも整備後の活用をどうするんだという御質問を頂戴して、当然、そのときの答弁として現時点で何か決まっているわけではないということで、また、いろいろ工事を進めるに当たって地元の皆さん等の意見を取り入れさせていただきながら、最終的にこういう主体にしますという格好になっています。

今回、新しく整備しました駐車場につきましても、現状、碎石敷ということでアスファルト舗装をしているわけではございませんので、今後、その他の利活用が出た場合でも十分対応できるようなしつらえとなってございます。当面は駐車場ということが想定される一番なのかと思っておりますが、そこで、地元を含めて、先ほど来、御質問あった隣の施設、団体も含めて調整をしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 舗装されていない状態だということでは分かったんですけども、そこで伺いたいのは、この場所の近くに事業所等があるみたいですので、そこでもし駐車、その他いろんなことで使う場合には、地元の方とかも料金負担というふうになるのかどうか、その点、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 使用に際しては、当然に使用料が発生し得るということになりますので、先ほども御質問がありましたが、どういった活用とどういった面積が必要かという見込みによって変わってまいりますので、そこは御相談いただいた際に丁寧に御説明をさせていただきますと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第79号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第79号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） それでは、議案第79号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は37ページとなります。

契約の目的。令和4年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約金額。変更前、1億4,300万円、変更後、1億7,693万600円、3,393万600円の増でございます。

契約の相手方。阿部藤・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料（2冊のうちの2）、9ページをお開きください。

こちらに主な変更内容について記載させていただいてございます。

道路土工におきまして、盛土材を転用土から搬入土（良質土）に変更したことによる増ということで600万円。それと、カルバート工ということでございますが、施工区間の延長に伴い横断排水工を増工したことにより300万円。排水構造物工といたしまして、こちらも施工延長の増に伴う排水及び排水接続柵の増により1,600万円の増。それと、舗装工も施工延長に伴いまして800万円、防護柵工も同様に100万円の増となったものでございます。

続きまして、議案関係参考資料の次の10ページ目をお開きください。

こちらに当初204.3メートルの施工を予定してございましたが、284.3メートル、約80メートル増工したということでございまして、今回の増額につきましては、おおむね施工延長の増に伴う増工によるものでございます。

11ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、課長から説明いただきました。これで前年度までやっていた工事箇所と今回の工事箇所ですべて、この増額工事で完了ということでよろしいですね。時期的なものと同じく、若干大雨で石垣等がはがれてきた、あの辺はいろいろやっていますけれども。

あと、これとは直接関係ないんですけれども、ちょこちょこ残地が残りますよね。あの活用というのは、何か考えていますか。例えば、これとは直接関係ないんですけれども、高貞商店の前も若干残っていますので、あれをもうちょっとバックしていればなという、今さらこれだけ残してどうするんだろうなど。一応、町有地という位置づけだと思うんですけれども。今までの建物と今回の道路際との間、ああいうのをちょこちょこ残されたのでは、後で皆さ

ん、大変だろうなとつくづく考えていますけれども、その辺のお考えをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1点目でございます。当該区間に関しましては、おおむねでございますが、細部、細かいものが残ろうかと思いますが、おおむね当該区間については終わりということになります。ただ、横断1号線の1期工事といたしまして一番、今回の1期工事の秋目川方向、長大のりの切土、道路拡幅、これから始まってまいります。今まで社総交の配分額もあまり思わしくない配分額で要望額の3割程度で終始してまいりましたが、4年度に入りましてから補正で2億2,000万円、それと、来年度分につきましてはまだ交付決定、内示がまだ来ておりませんが、来年度につきましても2億2,000万円を要求してございます。当該社総交の予算といたしましては、現況では令和6年度の予算をもって、今の予定どおりいけば、事業費のほうはおおむね確保できるかと思っておりますが、ただ、残念なことに今、この段階で補正、新規ということで金額もこのまま予定どおりつきますと、多額な金額になります。なかなか今、令和6年度完成ということで27年度来やってまいりましたが、ここに来て多額な予算がついているということでございますので、どうしてもやはりこれだけの金額を短期間で消化するのはなかなか難しいということでございますので、6年度内の完成を目指すものの、令和7年度に入らざるを得ないのかという状況でございます。

それと、残地ということでございますが、どうしてもやはり事業の性質上、道路構造令に基づいた法線を引かざるを得ないということで、やはり旧道敷とか、議員おっしゃるとおり、どうしても活用できない部分が残ってくるということでございますが、そういった区間につきましては、駐車帯とまでは言えないんですが、何かあったときの対処的な使い方とか、そういった使い方を今後していくような形になろうかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 予算がばんばんついて喜んでいたんですけども、あまりつき過ぎてもなかなか消化できないということで大変なんですけれども、その辺は業者さんにも特段の御協力をいただきながら、一日でも早く、とりあえず秋目川まで、あとまだまだ次がありますので、ひとつその辺を頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1号線の今回の増額なんですけれども、転用土から搬入土ということで約1.5倍のあれがかかったというんですが、そこで伺いたいのは、直接の工事とはあまり関係ないんですけれども、例えば、転用土の場合に仮置きしている町内各所に土があると思うん

ですけれども、例えば、元の戸倉小学校跡地などにもあるようですが、それで各種工事に流用というか、転用する際は、これは工事によってもなんでしょうけれども、有料で工事、仮置きの土の所有権というんですか。持っている権利はどこにあって、各種工事で使うときに無料で使ってもらえるのか、有料で使ってもらえるのか。その点、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の土砂の関係でございますが、本来は横断1号線の工事内で発生した土をそのまま転用する予定としてございましたが、岩石等の問題で使用するには品質が保てないということで、議員、お見込みのとおり、ほかの工事でも発生した土、仮置きしているものを流用したというものでございます。

それと、今、災害復旧等々、漁港関係等々で使うはずだったものが使われずに残った土の所有でございますが、当然、これは町でございます。町の工事で流用するというのであれば、そちらについて何ら料金等は発生するものではないと。ただし、やはり置いている場所から工事現場まで運ぶ必要が出てまいりますので、強いて言えば費用対効果ということで、買ったほうが安いのか、運搬したほうが安いのかということも若干、求められるかとは思いますが、極力、特に町発注、あとは県・国発注の工事で使用したい旨の申出があれば、どんどん使っていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今度の説明で分かったんですけれども、転用土は使えなくて搬入土を使ったということで分かったんですが。そこで、町で取っている土は、当町の公共工事だったら今どどんどんということで無料、料金が発生しないで使ってもらっているのかどうか。今、答弁があったと思うんですけれども、ちょっと分かりづらく、はっきり、ただで使ってもらえるのか、有料なのかということだけ再度お伺いして、終わりにいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町を含め公共工事であれば無償ということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第80号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第80号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道蒲の沢2号線外1路線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） 議案第80号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は38ページとなります。

契約の目的。令和2年度町道蒲の沢2号線外1路線道路改良工事でございます。

契約金額。変更前、5億1,458万5,500円、変更後、5億373万1,800円、1,085万3,700円の減でございます。

契約の相手方。株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料（2冊のうちの2）、12ページをお開きください。

こちらに主な内容を記載させていただいております。

まず、法面工といたしましては、現地の状況に合わせまして植生基材厚の一部変更に伴い400万円の増となっております。それと、支障木伐採工におきまして、処分数量の実績が計画より少なかったということで約2,000万円の減となっております。舗装工でございますが、すりつけ区間の追加に伴い400万円の増。それと、道路付属施設工でございますが、安全施設工ということで、45号線の交差点付近に標識、カーブミラーを交通管理所の指示により追加

となったものでございます。合わせまして約1,100万円の減となったものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

こちらには増工となった主な要因の箇所、数量の掲載をさせていただいてございます。

14ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 減額なので、工事が1,000万円減額されてということでもいいんですけども、その中で、ただいまの課長の説明ですと、増額が植栽でのりつけの部分が変更に伴う増が出ておりました。この内容をもう少し具体的にお伺いします。

それと、舗装工のすりつけ区間の追加に伴う増とあります。400万円。すりつけというのは、国道のすりつけだと思われましても、これは国道でなく県道……（「説明聞いている」の声あり）、その内容もお伺いします。県道であっても、最初から県道へのすりつけも区間をどのぐらい見ていたのか。400万円、多くなっていますけれども、当初の予定より面積が広がったような感じがしますけれども、その内容をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。1点目の質問は、支障木でよろしかったでしょうか。すみません。ちょっと聞き逃してしまいました。（「のり面」の声あり）ああ、のり面ですね。

のり面につきましては、当初、設計当時、3センチの厚層基材の植生基材の吹きつけを見越してございましたが、3センチが減りまして5センチ厚にする必要があるということで、2,000平米ほど5センチ厚が増えてございます。主にはその要因でございます。

それと、すりつけ工の区間でございますが、国道45号線側ではなく、県道側の荒砥漁港のほうに向かう道路でございまして、こちらのほうもすりつけということで、一応計画上、うまくすりつくようにはしているんですが、やはりなかなか、実際にやってみますとなだらかな法線にするために必要があってということで、こちらが660平米ほど県道に合わせてすりつけをして、スムーズに車両が通行できるようにしたというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 県道は分かりました。

国道のすりつけの分は、当初予算で取っている額に変わらないのか、変更が。今月末にそこは開通するところですので、その辺はどうなっているのか。

そしてまた、吹きつけですけれども、3センチから5センチになったということなんですけれども、何が要因でそういうふうに変更になったのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 45号線のすりつけにつきましては、おおむね計画どおりでございます。13ページの変更箇所図にもありますように、主なものといたしましてカーブミラー、標識の追加のみでございます。

厚層基材の植生基材の厚さの変更でございますが、当然ながら、ボーリング調査等で何センチ厚にしたらいいのかというのは、当初計画で見越した上で設計をしておりますが、逐一、細かくボーリング調査をしているわけではございませんし、それだけ細かい調査ができるというようなことでもございませんので、やはりどうしても地山を切った後に含水量であったり、酸性土であったり、傾斜であったりということで、四、五項目ほどの項目に基づいて厚層基材の厚さを決めるというのが通例でございます。それに基づいて現地のほうを工事をやりまして実際精査したところ、3センチでは足りなくて5センチにする必要の箇所が出てきたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、延長が1,845という中で、当初で見込まなかったということなんですけれども、ほかのここ以外のものは当初で見込んだ厚さで間に合ったのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 厚層基材につきましては、若干の数量の変動はございますが、大きな要因といたしまして3センチから5センチへ約2,000平米増えたというのが大きな要因でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

今回、のり面の吹きつけが厚くなったという変更のようなんですけれども、それで伺いたいのは、13ページの国道があって今回の吹きつけの部分があるんですけれども、そのちょうど中間部分ののり面が、私が先日行ったときかなり急な感じで吹きつけてあったような感じがして、昨今の異常気象で大雨とか降ったらという懸念があったんですけれども、当然、しっかりした測量設計、その他で工事をしたんでしょうけれども、素人目にも随分急で何か不安を覚えたんですけれども、この部分は何ミリぐらいの吹きつけになっていたのか。も

しお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、もう1点は、先ほど課長、いさみあれで答弁あった支障木について私はお聞きしたいと思います。今回、減額になったわけですが、昨今は言っていなかったんですけども、こういった工事関係で出る支障木の処理というか、それはどのようになっているのか。普通の産廃になるんでしょうけれども、これを木質エネルギーとして地域の方に有料、無料、構わないんですけども、使ってもらえるような方策は考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） のり面につきましては、いいところを御覧になっているなと思って拝聴してございました。実を申しますと、私も、建設課に来る前は、あそこ、あんなに急で大丈夫なのという質問を当時、建設課にした記憶がございます。実は、あそこはアンカー工を施してございまして、グラウンドアンカーということで詳細の図面はございませんが、勾配は急ではございますが、それに見合う分ということでグラウンドアンカーを何本か打って、それで安定性を保っているといったことではございますので、その急なり面につきましては、植生基材でもたせるということではなく、アンカーでもたせるということではございます。

支障木につきましては、確かに有効活用、利用等を促進すべきだとは思いますが、やはり量も大量ということもございまして、なかなか一般の方という話になりますと、どれをどのようにというような問題もございまして、なかなか仮置きするスペースもないということで、基本的には処分ということを経るを得ないというような状況でございまして。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、1点目のり面に関しては、何かくいみたいなものを入れたんですね。くいというか……。それで、強度は十分で、ちょっとやさっとでは崩れないという答弁として受け取ってよろしいのかどうか。

もう1点、支障木に関しては、久しぶりにこういった場で申し上げるわけなんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、置いておく場所もない、そういう答弁でした。そこで、1年、もう少し前なんですけれども、45号線の柳津に行く橋があるわけなんですけれども、その川沿いの木を昨今切ったようなんですけれども、そこで羨ましいような感じの木がいっぱい集まっていたので、通りかかったときに車を止めてこれを譲ってもらえないですかということで聞いたら、業者さんが、この木はたしか横山のどこかあっち、追分温泉に行く途中の何か小学校か何かの広場のところに持って行って地区の人に、何か欲しい人は使ってもらおうと

いう話でした。

そこで、今回、こういった形であれしたんですけれども、ちなみに、先ほどの議案ではないんですが、例えば、荒砥の体育館のところの空き地とかいろいろ、狭いかどうか分からないんですけれども、いろんなところにそういったものを置いて使ってもらおうという方法もあると思うんですけれども、そういったことは考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、公共事業、社総交を含めて公共事業でございますので、まずは有効利用というのもしっかりと重要かと思いますが、費用対効果をどうしても考えざるを得ないということでございまして、やはり工事現場から一定程度やはり搬出をしないと、工事がなかなか、工事現場内に置くとかということになりますと立ち行かなくなりますし、こちらでも一度に確かに出たわけではございませんが、2,000トン近い木材を処分ということですので、なかなか置くスペースもないと。置くスペースとなりますと、多分、結構広いところに置かなければいけないとなりますと、なかなか近隣にはなくて、そうしますと、運搬費用がかかってしまうということもございまして、あとは全部、全数量がはければよろしいんでしょうけれども、残った場合に処分といいますと、これは多分この事業の中ではできなくて、ほかにまた費用を要するという諸問題もございまして、一括で何らかの有効活用が図れる方策が見出せるのであればそういった対応も可能かと思いますが、やはりどうしても費用対効果というところは外せない部分でございまして、そういったもろもろの状況で処分ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 支障木に関してなんですけれども、一括でストックしてするというのは、例えば使うほうとしても大変でしょうから、そこで支障木を処理する際に、よく国道の工事なんかもそうなんですけれども、ある程度、まきにできるようなものを集めてもらうというか。そうすることによって、使えない部分は従来どおりの処理方法をすれば、産廃としての処理分も減るでしょうし、いろいろ前向きに考える気だったら考えられると思うんですけれども、やはりそこは難しいのかどうか、再度伺って、終わりいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） やはりなかなか、要するに、たまぎって場合によってまきにできるように割ってと。それもただではございまして費用がかかりますので、それがこの事業の中で見れるかという、そこまでは見ることはできないということでございまして、処分せ

ざるを得ないということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第81号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第81号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度町道小森熊田線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） 議案第81号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は39ページとなります。

契約の目的。令和3年度町道小森熊田線道路改良工事でございます。

契約金額。変更前、9,130万円、変更後、9,840万8,200円、710万8,200円の増でございます。

契約の相手方。株式会社丸正工業でございます。

議案関係参考資料（2冊のうちの2）、15ページをお開きください。

主な変更の内容を記載してございます。

まず、排水構造物工でございます。側溝工の施工延長の増に伴い100万円の増。乗入工の施工箇所の増に伴いまして100万円の増。それと、構造物の撤去工ということで、当初見込んでいなかった地中からの構造物が発見されたことから、その撤去に係る費用として500万円。合わせまして約700万円の増額となったものでございます。

1枚、おめくりいただきまして、16ページには主な変更となった要因の箇所、数量を掲載させていただいております。17ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ただいまの説明の中で、700万円の増額でございます。大きな要因は、説明を受けましたけれども、構造物撤去ということで500万円の増です。ただいまの課長の説明ですと、地中、土の中にあつた物が分からなかったの、今回それが見えたので500万円追加ということなんですけれども、次ページの写真から何かというのが見えないので、ここをもう少し具体的に御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 16ページの左側にコンクリート擁壁取壊L=102メートル、続きまして、コンクリート擁壁取壊L=79メートルとございます。こちらは、旧道沿いにすぐ西側が、この図面でいきますと左側が、改良前の道路と田んぼ、耕作地ということでの区切りの辺りでございますが、その改良工事、側溝等の入替えをしようとしていて掘削等をしたときに、いつ設置されたものかは今となっては分かりませんが、重力式のコンクリートの擁壁が出てきたということでございまして、こういったものは、当然ながら発見された限りにおいては工事の中で撤去しなければいけないということで撤去を行ったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 500万円の増額ですからね。これが700万円のうち500万円だから大きいんです。地中ということで当初では分からなかったということなんですけれども、これを撤去するのに500万円だとかなりの量だと思うんですけれども、その量が当時から分からなかったということ、今回なつたんですけれども。致し方ないのかなと思われましてけれども。土の中にあつたということは、古い人からもここを工事するのに見たり聞いたりしたのか、しな

かったのか、その辺。確認できなかったということで500万円の増額ですけれども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら、当該路線も設計に当たりまして数度、説明会等々、地区の方々からもいろいろお話をお聞きしてございますが、その段階ではここに擁壁があるというのはなかなか、もしかすると分かっていた方がいらっしまったのかもしれないけれども、当方にはそういった情報はなかったということで、結果的には工事の改良に合わせまして構造物が出てきたと。撤去せざるを得ないということでございます。

数量に関しましては、約でございますが、170トンほどの数量となっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第82号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第82号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度伊里前南側整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第82号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせてい

たきます。

議案書は40ページとなります。

契約の目的。令和3年度伊里前南側整備工事でございます。

契約金額。変更前、3億6,643万3,100円、変更後、3億7,431万6,800円、788万3,700円の増額でございます。

契約の相手方は株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料（2冊のうち2）、18ページをお開きください。

こちらに主な変更の内容を記載してございます。

防災工といたしまして、仮排水工の減ということで200万円の減でございます。当初、見込んでございましたが、関連工事との調整により不用となったものでございます。道路工、国道乗入部の舗装構成の変更に伴う増ということで500万円でございます。駐車場工、タイヤ止めブロックの追加に伴う増ということで100万円でございます。安全施設工、国道乗入部の安全施設工の増により300万円の増でございます。修景施設整備工ということで、モニュメント、戦没者慰霊碑の防潮堤側の防護柵の追加ということで100万円でございます。合わせて800万円の増となっております。

1枚、おめくりいただきまして、19ページには変更になった主な箇所、数量を掲載させていただいてございます。20ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この広場も目に見えて大分、進んで、今月の完成ということなんですけれども、おとといの11日に我々も除幕式があつてここに下りたわけなんですけれども、700万円の増額です。ここも度々、3回目の増額です。19ページの図面を見ますと、祈りの丘のフェンス、海側のフェンスと国道からの入り口の直接入るような安全施設工というものの追加なんですけれども、これは、ここにあります民有地のほうから求められたのか。危険だから町のほうでここをつけましょうと国道維持出張所のほうと相談なされたのか。その辺をまずもってお伺いします。

そして、私は以前からこの郵便局の向かい、安全施設工の隣、ここにくぼみはずっと30メートルぐらいあるんですけれども、これも危険ですよということで町と国道維持出張所さん

のほうにも言いました。ところが、国道維持出張所さんは、町にも話したんですけれども、町は奥のほうだからあそこまで行く人がいないから大丈夫だろうというような話を言われたと言われたんです。ここは車では行けないでしょうけれども、危険だと思います。今は何も無いんですけれども、1年もすれば草が背丈ぐらいになって見えなくなってしまうんです。管理は、町の土地のようなんですけれども、今後どのようにやっていくのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 安全施設工につきましては、前の変更の際に議会に上程いたしまして、各宅地の間にもフェンス、これは何でということ御質問がございまして、それは国土交通省さんからの指示ということでございますが、今回の安全柵につきましても同様に、やはり基本的にはここ区画が4つほどございますが、区画間を横断して出入りをされては非常に危険なので困ると。ここは何とか対応策を取ってほしいということで、こちらのほうは国土交通省さんとの協議の上でこういった形に最終的になったということでございます。

議員、さきの議会でもお話がございましたが、この三角地ののり面でございますが、こちらにつきましては、区画工4本あるのはお分かりいただけると思うんですが、今のところ、具体的に三角地の脇の分譲予定地については、どなたがということではまだ決定はされていないようでございますが、私有地を通らないとこの三角地には行けないということがございます。それと、私どももついこの間、3月10日にもハマーレのほうにお伺いをしましたし、その前にも町長共々、ハマーレ等に行ってお話をお伺いした際には、地元のほうからここにフェンス等が必要だというような認識のお話はございませんでしたし、こちらのほうからどうでしょうか、こういったお話があるんですがというお話をしましたが、いや、そこまで必要ではないのではないかというような地区の御意見はいただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、今、話した必要ではないという土地は、町の土地になっています。例えば、ここでこの土地に下りたりしたら、管理責任はどちらで取られるんでしょうか。その辺、併せてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 管理責任ということでございます。町有地の分については当課が対応等していくということになりますので、除草の話も含めてそこは適正に管理していくということになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国道の乗り入れ、直接出入りできる構造になっていますので。先ほどの答弁では、国道さんからの指示だとおっしゃいましたけれども、それは本当でしょうか。というのは、国道を出入りするということは、非常に危険だと思うんですね。私的には、この中から入ったほうが安全でないかなと。真ん中の通路があるから、そのほうが安全でないかなと、素人考えですけれども、そう思うんですけれども。これが間違いなく国道さんの指導でこうやったんでしょうか。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 私の説明が下手なのか、御理解いただけていないようなので、もう一度申し上げます。

区画につきましては、1区画1か所の乗り入れということで、これは国土交通省さんとの協議の上での話でございます。ですから、今、造成盛土と書いてある左右に4区画ほど区画がございます。乗り入れ口もそれぞれ1か所ずつ4か所でございます。それと、三角地に行くためには、一番西側の入り口を入れて、今のところ、どなたにと決まってはございませんが、いずれどなたかの土地になるだろう土地を通らないとこの三角地には行けないということでございますので、御認識をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 国道から車が入るのは危ないという話になると、山ほどあると思うんです、町内ね。

あまり思いつきで質問しないんですけれども、せっかくの議案なのでお伺いしたいと思うんですが、議会広報なんかにも載せるときに、ここを何と呼んだらいいのかというのが難しいんですね。工事名は、契約の目的の部分には伊里前南側というお話ですけれども、やはり何しろ地域の拠点になり得る施設だと思うので、愛称も含めて何か町民の皆さんに浸透しやすい名前、呼び名がないのかと思っているんですが、現時点で決まっているようなこと、また、どういうふうに決めるというようなことが決まっていればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 国道から入りましていわゆる遊具等がある側については、ハマーレ広場という呼び方をしようということで、地域の皆様ともお話をさせていただいて御理解をいただいているということなので、一般的にはハマーレ広場ということで商店街も含め

て一体的なイメージアップにつながればいいかと思っております。

一方、逆側の造成盛土のほうの区画については、特段、名前を設けているわけではないんですが、現状、ホームページで募集しているものにつきましては、国道南側事業用地という言い方で公募させていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） やはりハマレという皆さんで決めたお名前が広く町内外に使われるということは、大変結構なことかと思しますので、行政的にはここからこっちは民有地だから名前がなくて、ここからこっちは公有地だからハマレ広場とついたという話になるんでしょうけれども、そんな堅いことを言わずに、この辺り一体が、だから海も含めて、慰霊の碑も含めてということになると思うんですよ。何だったら神社も含めて。この辺りがハマレ広場ということで子供たちの声がにぎやかに響きわたる場所になっていけばいいと思うので、名前を改めて周知するという必要はないかもしれませんが、ぜひ浸透していくように統一して使っていただけるほうがいいのかなと思っておりますが、その辺り、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 現在、4月の商店街の周年イベントが月末にあるんですけれども、そこを目指してこのエリアのオープニングをセレモニー的にできないかということで検討してございまして、関連する予算を3月補正のほうにも計上させていただいている状況でございますので、名称も含めて広く周知を今後は図っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第83号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第83号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、戸倉地区における町道路線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課課長（及川幸弘君） 議案第83号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は41ページとなります。

路線名は波伝谷線でございます。

起点、幅員、起点の変更に伴う延長の変更でございます。

議案関係参考資料、21ページをお開きください。

こちらに新旧の起終点の位置図の添付させていただいております。

1枚、おめくりいただきまして、22ページには起終点の地番を付した波伝谷線の路線変更の詳細について資料を添付させていただいております。

当該路線につきましては、宮城県との起終点の調整が整いましたことから、今回、変更として上程をするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第84号 新たに生じた土地の確認について

日程第21 議案第85号 新たに生じた土地の確認について

日程第22 議案第86号 字の区域の変更について

日程第23 議案第87号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第84号新たに生じた土地の確認についてから、日程第23、議案第87号字の区域の変更についてまで、お諮りいたします。以上4案は関連がございますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第84号・議案第85号新たに生じた土地の確認について及び議案第86号・議案第87号字の区域の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、第1種稲淵漁港区域内の公有水面埋立の認可を受けたことから、地方自治法第9条の5第1項の規定により本町の区域内に土地が新たに生じたことを確認するとともに、同法第260条第1項の規定により歌津字館浜の区域を変更するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第84号及び議案第85号新たに生じた土地の確認について、議案第86号及び議案第87号字の区域の変更についてを一括して御説明をさせていただきます。

最初に、議案第84号及び第85号新たに生じた土地の確認についての2件について細部説明を行います。

議案書は42、43ページ、議案関係参考資料（2冊のうち2）は23ページから25ページまでとなります。

本議案につきましては、町長提案理由で申し上げましたとおり、稲淵漁港の物揚場工事に伴う公有水面の埋立について、宮城県知事より竣功が認可されたことに伴い、新たに生じた土地の確認の手続を行うものであります。

これまでの経緯を簡単に御説明いたしますと、議案第84号の埋立につきましては、震災

前の平成22年10月に公有水面埋立の免許を取得、その後、震災からの復旧工事等を実施し、令和4年12月に公有水面埋立法に基づく竣功認可を得たもので、竣功認可された面積は1,501.80平方メートル、位置などにつきましては、参考資料の区域明細図の赤で着色したところになります。

次に、議案第85号の新たに生じた土地の確認については、震災からの復旧工事の過程におきまして防潮堤工事に起因致し物揚場の拡張が必要となったことから、こちらは震災後の平成31年1月に公有水面埋立免許を取得、議案第84号に同じく、令和4年12月に公有水面埋立法に基づく竣功認可を得たもので、竣功認可された面積は1,473.02平方メートル、位置などにつきましては、議案関係参考資料の区域明細図で黄色に着色をしてございます。

続きまして、議案第86号及び議案第87号字の区域の変更についての細部説明をいたします。議案書は44ページから47ページまでになります。

本議案につきましては、第84号、第85号で説明いたしました公有水面の埋立てで新たに生じた土地の確認に伴い、今後、不動産登記などの手続が必要となるため、字の区域を変更するものでございます。

議案関係参考資料の23ページに区域明細図がございしますが、ここの右上のほうに黒の太い点線がございしますが、そこが現在の歌津字館浜の字境でございまして、着色の埋め立てした土地までを今般、館浜字とするものでございます。

編入される区域の詳細につきましては、議案書の45ページ、47ページに変更調書がございしますので、こちらを御確認ください。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第84号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第88号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（星 喜美男君） 日程第24、議案第88号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、令和4年11月24日に県道払川町向線で発生した公用車による事故に関して損害賠償の額を決定し和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第88号の細部説明を申し上げます。

本件につきましては、町の職員、建設課の職員が車両運転中に事故により損傷した県道の道路施設の損害賠償等について、地方自治法の規定に基づきお諮りするものでございます。

事故の相手方は、議案書48ページにありますとおり、宮城県でございます。

事故の概要及び損害賠償額につきましても、48ページの議案書に記載のとおりでございます。

議案関係参考資料（2冊のうち2）、26ページを御覧ください。

事故の概要といたしましては、職員が公務により県道弘川町向線、中在地区を走行中、よそ見運転が原因で誤って歩道側に乗り上げ、歩車道境界ブロック、視線誘導標を破損させたものであります。当該事故の過失割合は当方が100%でございますし、損傷した県道道路施設の修理費、いわゆる損害賠償額38万2,978円につきましては、町側で負担するものであります。

なお、負担する金額につきましては、全額保険で補填されるものでございます。

事故を起こしました建設課に対しましては、公用車を運転する機会が非常に多いということもございしますが、安全運転の励行に努めるよう注意したところでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。今回、先ほどの課長の説明ですと、保険で賄ったということなんですけれども、そこで伺いたいのは、今回、この事故を起こされた方の負担はないのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） はい。負担はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 26ページの状況写真の中にブロック、縁石ですね。それは交換するのか。例えば、縁石だからここからこのぐらいの幅だと思われましても、1つ、新しい物にするのか。その辺、内容をもう少し具体的にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 一部交換もしますし、先ほど御説明申し上げましたが、ここでは見にくいんですが、視線誘導標を破損、飛んでしまいましたので、それも含めて修理をいたします。それは宮城県のほうで行うことになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 縁石、下の写真の部分、取って新しい物を設置するのも宮城県でやるのか。大体、概算、これ1つ、ブロックを取って新しくするのに幾らぐらいかかるのか。保険の範囲内でやるからこのぐらいだと思いますけれども。（「書いてある」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それら全て合わせまして損害賠償額であります。38万2,978円となっております。一つ一つの中身については、こちらのほうでは資料を持っていませんのでお答えしかねますが、全体の額といたしましてはこの金額でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第89号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議
について

日程第26 議案第90号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第27 議案第91号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（星 喜美男君） 日程第25、議案第89号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、日程第26、議案第90号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について、日程第27、議案第91号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。以上3案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第89号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第90号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に関する協議について及び議案第91号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを御説明申し上げます。

本案は、白石市外二町組合が本年度末をもって解散することから、一部事務組合及び機関等の共同設置に係る規約を変更するための協議について、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第89号から第91号までの細部説明をさせていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し述べましたとおり、本年3月31日限りで白石市外二町組合、二町といたしますのは蔵王町と七ヶ宿町さんでございます。二町組合が解散することになり、県内各団体で構成しております一部事務組合などの規約変更に関する協議につきまして、地方自治法の規定に基づきお諮りする内容でございます。

議案関係参考資料で御説明いたしますので、最初に27ページをお開き願います。

最初に、議案第89号関係でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合ですが、本組合を構成する市町村、一部事務組合の常勤職員及びその遺族に対する退職手当に関する事務を共同で処理する一部事務組合となっておりますが、現行13市20町1村15組合の49団体で構成されております。白石市外二町組合の解散に伴いまして、改正後は48団体での構成となります。

なお、議案書51ページになりますが、附則におきまして、白石市外二町組合が今年3月31日までに退職手当組合に納付した負担金総額と同日までに退職した白石市外二町組合に支給した退職手当の総額との差額につきましては、白石市外二町組合規約に規定しております持分の割合により脱退清算金として納付するものとされております。

続きまして、議案関係参考資料の28ページをお開き願います。

議案第90号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会でございます。構成団体の非常勤職員の公務災害補償などの認定に関する事務を共同設置している機関でございます。

こちらは11市20町1村10組合の51団体で構成されております。退職手当組合同様に、1組合が減りまして50団体の構成となります。

最後に、29ページになりますが、議案第91号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会につきましては、前議案の公務災害補償等認定委員会の認定に対します不服申立ての審査を行う機関でございますが、構成団体数と改正内容につきましては、議案第90号と同様でございます。

なお、それぞれの規約につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 退職組合の脱退といたしますか、組合の脱退による条例変更ということがあります。御存じのとおり、退職金、それぞれの団体といたしますか、我が町であれば町が全て負担をするということになっております。そこで、去年の職員全員の掛金といたしますか、町が負担する退職組合の金額、1億数千万円になるかと思うんですけども、2億までいつているか、いつていないか。その金額がどれぐらいになっているのか。

それから、掛け率というんですかね。民間であれば、幾ら納めれば20年後にこれだけもらえますよと。30年後にはこれだけ、退職する場合ですよ。あるわけですが、段階が。その場合、退職組合の段階というか、どの部分に。もう最高額に達しているのか。それとも中段なのか。それとも、そんなものはなくて全部一律です、同じ金額なんですよと。これに決まっているんですよとなっているのか。何度も言うようですが、民間の場合は段階があるわけですから。退職組合の場合の掛け率というのは、掛け率はみんな組合で同じだと思うんです。同じ掛け率。しかし、掛ける金額の段階があるのか、ないのか。それをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 退職手当組合の総額の関係なんですが、一般会計の負担職員分、174名、一般会計の分です。それで大体8,750万円ほどとなっております。

負担金の率につきましては、特別職と職員、違いまして、毎月、職員につきましては1,000分の140.5というのが今の率でございます。特別職につきましては、毎月ですが、1,000分の310.5という負担金の率となっております。別途、退職者がいる場合には、特別の負担金として退職者数に応じて負担が出てくるというものでございます。

実際、退職手当組合の中のお話も御質問にございましたけれども、私の知り得ている範囲では、負担について、一時期、市町村合併などによって今まで組合に入っていない自治体との格差がございまして、その是正についてはほぼ今のところはたしか終わっていると思いますので、加入している自治体の職員については掛金の率も同じになっております。ただ、仙台市だけは加盟してございませんので、仙台市は仙台市として別途、負担金の部分を予算として持っているのかと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 年間、一般会計、要するに8,750万円と。特別会計も含めると1億を超すんですね。何年前でしたか。私も全部見たんだ。1億2,000万円以上あったんです。20年近くなるかな。見たときね。だから、今はもっと上がっていると思うんですよ。私が聞いたのは、一般職で1,000分の145。幾らとなっているんですが、それは変えることはできませんか。退職組合の規則か何かで定まっていると思うんですが、それを変えることはできないのかと。要するに、町民の負担を軽くするためにもっと下げることはできないかということです。

それから、もう一つが、交付税算入があるかと思うんですが、何割来るのか、退職組合の負担額として。1億数千万円、納めていると。その分、100%交付税で来るのであれば、これは何ぼでもいいんですがね。町民の負担があると思うんですよ。町民の負担。それを軽減させるためには、やはり掛け率というのを下げなくてはならない。

ちなみに、民間、南三陸町の民間で退職手当、退職金をやっている方々もいると思いますが、平均で幾らだと思いますか。それは分かりますか。かなりの差がありますよ。かなりの差。民間との格差。

民間では、中小企業退職何だかとあって、そこに掛けるんです。事業所の負担、経営状況によって掛け率を考えるわけですよ。年間何億の黒字なら少々高くてもいいんだが、会社によっては経営状況を見ながら下げたり、上げたり、様々。しょちゅうできるわけではないんだけれども、それはやっているんです。

しかしながら、公務員の場合、ずっと一律で来たんだけど、町民の負担軽減を考えた場合には、掛け率を下げるには退職組合でもって変更する場合はいいんだと思うんです、私は。それはできるか、できないのか、それを聞いているんです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） そこは、恐らく負担金を下げれば公務員、我々、支給される額も必

然と下がってくると思います。そうすれば、民間と多分均衡が取れるだろうというのが、今、議員の意見、そういう趣旨なのかと思います。

ただ、うちだけ下げるといふ部分につきましては、手当組合の条例でもう定まっている部分でございますので、加盟している全ての団体との協議なり、組合での議会というお話になりますが、私の立場から逆にそうあるべきであろうといったような考えも述べられませんので、そこは御理解いただければと思います。

ただ、先ほど一般会計で8,700万円程度と言いましたけれども、年度によってかなり差があります。定年退職者が多ければ特別負担金の額が非常に多くて、令和3年度当初を見ますと、1億1,500万円ぐらい負担金としての一般会計だけでもそれぐらい差がございますので一概に、覚えていてほしいのは1億前後なのかという部分で記憶していただければと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第89号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明14日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、明14日午前10時より本会議を再開することにしたいと思います。

本日はこれをもって散会といたします。

午後3時59分 散会